

旧県立川崎南高校の土壌調査結果の説明会開催を求める面談

日時:平成 19 年 08 月 03 日

出席者

<県 1> 神奈川県 財産管理課:開元

<県 2> 神奈川県 財産管理課:和田

<県 3> 神奈川県 財産管理課:平塚

<佐野氏> 川崎市議会 議員

<渡 辺> 本気で臨海部の未来を考える会事務局

<秘 書> 神奈川県議河野議員秘書:山本氏

<佐野氏>

剣持さんという方を通じて説明会を開いたんですね。その時に、私の最後のお約束だったと思うんですけど、議会を開くという事でその時の出席についてですね、財産管理課から三人も同席して欲しいという事でお願いをしたんですけども、出席してもらえなかったという事で、一応あの時の約束はあったのかという事で参加者からも大変なお叱りを受けましたし、その時にですね、剣持さんが担当で室長代理で捉えていたんですけども、收拾がつかないという事で、その場で携帯で室長にお電話しまして、次の会議に出席するということでその会場です、もう一度説明会を開いて欲しいという事で室長は、最終的には、「私が出席するのはやぶさかではないと、財産管理課まで出席、同席出来ない」ということでしたけれども、まあ一応、_____ということになったんですね。やっぱり、基本的に今、権限っていうのは、財産管理課に移った訳ですよ。それでちょっと後でお話を聞けばいいんですけども、そういう事をすればやっぱり室長がわざわざその出て来られる、いろいろなお質問に対してお答えできないということでは、やっぱり責任をとれませんし、前回7月9日の説明会、私も同席しましたけれども、議会で事前に伺った内容とはですね、ちょっとずれているというか、説明が食い違っている部分もありましたので、あの時、あの終わり際に私が言ったのはですね、やっぱり議員として説明をなるべく正確な情報に基づいて議員議会で審議をするのが前提なんですけれども、そういうのがもし間違っているとしても、もう一度やっぱりちゃんとした説明を受けて、議員の、それこそ権限で説明会を開いていただく事はどうなのかという事もお話ししたんですけども、そういう意味で私共の見識が問われているという事からですね、今日はちょっと是非、もう一度室長が、まなびや推進室の室長さんが出席されるという事です、同席を是非していただいて、ちゃんとあのもう一度ですね市民に対して説明をしていただきたいということで今日は伺いました。とりあえず私の方からは、以上なんですけれども。まあ、どうぞ。

要は、9日に開かれた説明会を継続してもう一度、あの場で夜中10時半までやって、またこの夜中に徹夜してまでもやるっていかないでしょうよ。という事で、私がちょっとお勧めしてね、今日はここで打ち切らせていただいて、次回改めてやりましょうという事で確か、私はそこで終わったというような認識だったんで、当然17日まなびや推進室で、日程調節していただいた時には必ずお出になっていただけるというように思っていたんですけども。

<県 1>

その話についてですけど、最後はざわざわとなっちゃったんですけども、7月9日の説明会では・ここで出された土壌調査の結果がね、あの時にも説明しましたけれども、分かりやすく、ってつもりで簡単な図を示した、その結果は、詳細が知りたいっていう声が出てきて、えー・まあじゃあ個別にね、対応致しますがと、教育財務の方から話していただいて、で個別じゃなくてもう一度ということだったと思うんですが、我々としては、で、総括すると 2

回目の説明会とすると、すればですね、その時で話題になった詳細説明をということで、流れはありまして、まあそうだとすると教育財務が対応します。ということで。ざわざわとなったなかで、佐野先生に私が話したつもりでいたんですけど、財産管理課としてはね、もう同じことの繰り返しになりますので。

<佐野氏>

だから説明をしましたとおっしゃってますけど、でも今日の話では、

<県 1>

2回目というお話になってるけども、財産管理課は出席しませんというふうに、あの、お話ししたんですけど・・

<佐野氏>

出席しません、という意味は私は聞いたつもりはなかったんですけど。いや、あの一説明はね。それ以上お話しすることはありませんという話は、確かにその場では聞いたと思うんですけど、ただ、あの、それじゃあやっぱ納得はできないから、もう一度是非して欲しいということも私の方からお願いをして、その時に、あの。

<県 1>

ええ、もちろんあの聞いてますけども、はい。

<佐野氏>

そんな時に、まあそういう話がうやむやになったのか、その時にまちなみ推進室の中村さんがね、私がじゃあやりまして飛び出してきて、じゃあ窓口になるって言うんで、話が、それでだから全部もう、あのむこうが一任してくれたというような認識だったのですね。まあだから、その約束した、しないということになると議論がちよっとまた延びるので、だからちよっと今日はちよっと前向きにお願いしたいのは、やっぱりこう、あの、こないだの説明会17日、こないだっていうのはあの2回目行った時にですね、剣持さんたちは結局あの、いろんな話をですね、あの、説明を求めますと、それは財産管理課の方なんだと。私どもはあくまでも土壤汚染の問題についてお答えできるけど、その別なことについてはお答えできません、ということだったんですよ。・・だからそれではちよっと話にならない。ということで、・・出て欲しいと。そして、それでなおかつ今度ですね、室長が出てきてですね、同じようなことやってたですね、まあそういう意味じゃ室長の顔つぶしてね、結局またうやむやになって、なんにも残らないんですよ。そういうところに室長だけその・・なんていうんですかね。矢面に立たせて皆さん方じゃ、あの、なんにも知らないとき、他局の他の部署の問題だからと言うので済まして良いのか、と言うこともあるんですよ。で、室長さんとはとにかく、もう出ますと言う約束をしたんで、一応、日程が合えばということまで言ってくれてるんですね。だからもう一度皆さん方に出ていただければ、それで納得するしないはそれは皆さん方にまともにちゃんと、うーん・・説明していただければそれで済む話なんで。これがまた出なかったなんてなったら、で、新聞社にも実はあの記事に出ちゃってるんですよ、次回やりますと。それは、みなさん方出席するしないってのは別に出てませんけど、公表もしちゃってるものですから、あの・・まなびや推進室としてね。対応するっていうのが、新聞にまで出て。それでその事で、私どもにお問合せがありまして、いつになるんですかって問い合わせもありますし、室長のところにもメールとかお手紙がどんどん届いてると、ですからそういう事態なので、あの・・もう一度ですね、皆さん方に出席していただいた上で、会を持っていただきたいと。

<県 1>

その、まなびやの室長さんが出る、もう一度、再度の説明会っていつなんですか。

<佐野氏>

それは、まだだから、結局こちらが出ないのに室長さんだけの日程で決めても、それは室長さんに失礼じゃないですか。ただ、その矢面に立たせて、答えもできない事をこちらは聞かざるを得ない、という事にまで、そういうわけにはいかない。だから、それはまだ日程はみなさん方もし良い日程があれば、いつしこの日程にまだこれからさせていただきたい。

<県 2>

いや、要はその場でね、何を御説明しなければいけないかという認識の違いがかなりあるのではないかと思います。でも、先ほどの話ですね、二回目はただ土壌汚染の詳細結果です。よねってことで、私どもは出席する必要はないんですよ。よねって話だと思ってます。じゃあ、佐野さんに何を、って事で二回目の説明会の時に、具体的にどういう話になった時に、説明できなかったということなんですか。

<佐野氏>

要は、そもそもだから、前回の話ですね、その、こういう経過になったことでまず、その住人の中でね、土壌汚染が、要は解体をして次の事業をすすめるということにあたって、前提がだから土壌汚染だったわけじゃないですか。

なおかつ都市計画が、主観的な都市計画を決めたのは、将来の街づくりに対する、ある程度のその歯止めを、決めたに過ぎないですから、今の施設をじゃあどう活用するかということは別の話なわけですよ。だから例えばあの、川崎市のどの事業に関してもそうなんですけど、小杉の駅前の拠点開発で、都市計画は決めたとしても市の公共施設は、街づくりのある程度具体的な計画が決まるまで、そこを施設利用しているところもあるんですね、あるんですよ。あの、中小企業婦人会館とかね。それはまあ、もう事業が決まりましたから建て壊すという事になりましたけど、だからそういう意味で、今ある施設が次の計画がある程度固まるまで、それにはいち市民の皆さんの意見、商業者をはじめとする市民の意見を踏まえて、街づくりを決めて欲しい。という付帯決議になりましたけども、そういう事をすすめる上でね、事前に今ある施設を、じゃあとりあえず当面そのように使うとか、いうこともありうるわけですよ。

<県 1>

それは説明会の時に問題になって、そのまなびやでも答えられなかったことをやろう。

<佐野氏>

そのことを、そういうような話をね、断定を受けた、そもそも土壌汚染自体が人体に影響がないということも、こないだの説明会ではありました。それで、ボーリング結果、第一次、第二次、なおかつボーリングの詳細調査を含めた資料もいただきました。

<渡辺>

それはね、もう議事録でも公開してますけどきちんと書いてます。言葉で。

<県 1>

いや、人体には影響がないとはいってない。

<渡辺>

いや、じゃあ、あるって言って欲しいんです、あるんだったらあるってね。あるんだったら当然責任を持ってかなきゃいけないし、あるんでしょ？だから、あるから壊すって言ってんだったらわかんないけど。あるでもない。だから

答えてないんですよね、ひとつも。あの質問に対してね。で、今みたいにこう、ころころと変わる、言った事をね。

< 県 1 >

いや、だから基準値をオーバーしてますよねって説明は繰り返し…

< 渡辺 >

だけでも川崎市も、これは人体に害はないですって言ってますよね。環境局も。

< 佐野氏 >

だから人体に害があることと、基準値を超えている事とは違うって事を説明にかえさせていただき…

< 渡辺 >

別なんですよ。厚生省の勧告でもでてますけどね。

< 佐野氏 >

そりゃ、2回目のね、剣持さんはじめ、みなさんいらしたときにはそういう説明をしているわけですよ。

< 県 3 >

まずですね土壤汚染対策で、その1つとして、要は、建物をなぜ壊すというのは、_____という事なんですよ。で、もちろん土壤汚染対策もありますけども、市の地区計画も決まっているんですよ。そういう…

< 渡辺 >

それを壊せっていう地区計画じゃない訳ですよ。

< 佐野氏 >

それで、今日それを議論しに来たんじゃなくて、そういうような意見が出来たから、今言ったように、なんで利用できないのかっていう市民が納得できてない、その人たちに、やっぱり、それなりの税金を使って壊してね、さらに土壤汚染対策をしておかつ納付金まで、返納しなければいけない部分を税金を返さなきゃいけないと、そういう思いを持ってる市民に対してあの、説明をして欲しいと。

< 県 1 >

あの、地区計画の説明に結局できないじゃないですか。

< 佐野氏 >

いや、だから地区計画は先ほどからお話した通りに、これはあの地区計画はあくまでも将来の街づくりに対する歯止めなわけですよ。将来こういう計画をする上で、そういう用途のある程度の制限に従ってやってください。ただそれも、その従わなかったからと言って、ちょっと、なんて言うんですか、罰則でいうか、重い罰則規定まではないわけですよ。地区計画っていうのは。

< 県 3 >

地区計画って、県としては協力するしかできないじゃないですか。

<佐野氏>

だから言ってる意味としては、そういう商業的な…

<渡辺>

いや、私はね、都市計画勉強してきて、地区計画やってきたんだけど、そんな言い方ないですよ。

<佐野氏>

いや、だからそういう意味で…

<渡辺>

いや、それで成文化して言って欲しいわけですよ。だから、壊すってなぜ言えないんですか。だから壊すっていうのを、みんな言わないから…

<県 1>

ていうか、あの都市計画に、従いたい。まあ、ただ市の街づくりに協力するというのも…

<渡辺>

ただ市の街づくりもむちゃむちゃ違法な事までやって、説明してないんですよ、まだあれ。コンセンサスとっていない地区計画なんですよ。

<佐野氏>

まあそれは川崎市の問題ですから、こっちは別にしないと。ただ、だから言ってるように今から何度も言ってるようにですね、方法はいくらでもあるわけですよ。その、今すぐ壊さなきゃいけないんじゃないじゃなくて、要は川崎市が言ってるのは、まだ将来ここに何ができるのかが分からないと。でどこにやるかも事業者も決まってないと。それならばその間にね、商業者とか商業者をはじめとする住民の意見を街づくりにいかして欲しい、というのが市議会の付帯決議なんですよ。ご覧の、ご存じのように。

<県 1>

それは市がまちづくりとして考えていって良い事なんですけど…

<佐野氏>

うん。それはこれから議論を始める、それが議論を始めるんですよ。じゃその間に、あの建物別に壊さなくても、残して施設をですね、暫定的に利用する事はできるわけですよ。

<県 1>

暫定利用ができないか、っていうご提案…

<佐野氏>

そうそう。それをだから、町会長もご存じの様に、あの田島町とか姥が森とかその近隣町会、八町会、小田の地域以外の人たちは、あの施設をなんで利用できないのかということ、を、土壌汚染の説明会の時にお話してるんですよ。和田さんは参加されてたんですよ？

< 県 2 >

してますよ。

< 佐野氏 >

じゃあ田島町会・・・

< 渡辺 >

だからその時みんな意見、私も聞いてましたけどね。田島町でやったときの、そのときはみんなの意見はなんで使ってくれないんだって、その再利用できるように検討してくれよって意見がほとんどだったわけですよ。

< 佐野氏 >

えーと、

< 県 1 >

5月22日とか。

< 佐野氏 >

5月22日とか。

< 渡辺 >

そうですよ。で私達はでもいいけど意見は言うなっていうね、わけのわかんないね、差別的な扱いを受けたわけですよ。

< 佐野氏 >

だから町会長でも、そういう方たちの意見、道路はさんで西側の？ 東側のか、町会の人たちはほとんどそういう意見なんですね。

< 渡辺 >

でその意見を、議会で言わなかったわけじゃないですか。

< 佐野氏 >

で、その人たちは、全く今納得してないわけなんですよ。だって利用できるものを、なんで壊さなきゃいけないかって言ったら土壤汚染たって、そりゃ土壤汚染は一部そういうふうに、全部壊さなくても利用できる方法はあるはずじゃないかと。だからそれを・・・

< 渡辺 >

議会でね、8人のそっちの意見は入れたのに、我々が会開いてよって言ったら、「議会の後しかできません。都合上出来ません。」て言って、議会の前に小田でやったじゃないか。それもひどい話でね。

< 佐野氏 >

でなおかつその 2 回目にね、また話しもどしますけど7月19日？ ごめんなさい、17日に開いた時に、いらした人は剣持さん達ははじめねそのお話していただいたのは、土壤汚染の結果についてはいくらでもご説明できますと。

< 県 1 >

いや、そこは先ほどから、やはり申し上げている通り土壌汚染の結果の詳細説明会ということで

< 佐野氏 >

できることはできると言っただけ、そのほかについては分からない、

< 渡辺 >

いや、だからなんでできないんですか。しかもなんでちゃんと説明できないのかもわからない。なんで説明しちゃダメなんですか。

< 県 1 >

いや、私達は十分説明しているつもりでいるんです。

< 渡辺 >

いや、だって答えてくれてないじゃないですか。人体に害がないのに壊すって決めましたって。それじゃ理解もできないしね。で、市の計画に、じゃあ、あれだとか防災がどうのこうのとかが...

< 県 1 >

いや、解体の理由はね、あの7月9日に、和田の方からそう説明していますので。

< 渡辺 >

いやそれが、全く支離滅裂な説明じゃないの？

< 佐野氏 >

いやそれが保安上、安全上、文科防衛側に問題もって言うんだったら

< 渡辺 >

いや、もしそれが正しいんだったらね、そしたら他の建物も全部壊さなきゃならないじゃないですか。

< 県 2 >

ですからいまそういう形でどんどんね、正直言って、これ私ども財産の処分をするところです。基本的には、で、要は教育で不要になったものということでこちらにつけておいた。で、うちの方は次の利用に向けて財産処分をするっていうのが。

< 渡辺 >

議会の答弁でありましたけど、14回過去の廃校になったのを譲渡しているじゃないですか。市町村に。で、その選択肢がなぜなかったんですかってそれも答えられないわけでしょ。

< 県 2 >

それは答えたじゃないですか。それは市が照会かけてるんですよ。

<渡辺>

いや、それは市に買うか買わないかって聞いただけで、平成13年に、前知事さんが言ってるんですけど、「まず住民に意見を聞きます。それからいろんなことをやってきます。」それでけっこう、結局、譲渡って話が出てきてるわけですね。ただ今のお話ですと、最初っから売却が決まって、壊す事が決まっててとしか受け取れない。いつになったら、その譲渡って話が、検討されてないですね。売るかどうかって話しかやってなくて。

<県 2>

譲渡って…

<県 1>

売却ですよ。

<渡辺>

いや、それでもいいですよ。住民の意見をまず聞いてないじゃないですか。あの、使う人いますかって話をね。いつやったんですか。

<県 2>

住民の意見。地元の意見って。

<県 1>

これね、9日の日に説明させていただいたつもりでいますけど、最初に、県の所有物ですから自ら使うかどうかを。

<渡辺>

自らって、県で県庁でしょ？県民に聞いてないですよ。県民に。

<県 1>

県の財産ですから、県が使うかどうかを決め…

<渡辺>

だって我々の財産で、税金で買ったんでしょ？違うの？

<県 1>

いや、県の建物で…

<渡辺>

あなたのものなんですか？そしたら。

<県 1>

いや、県の建物ですよ。まず検討してそれから市に聞いたんですよ。そのプロセスを何回も説明させていただいたんですけど。

<渡辺>

それは知ってますよ。知ってますけど、普通は住民に聞くんじゃないですか。

<県 1>

住民の意向っていうのは県の方も、いろいろまたセクションで要望受けたりしている。ただ市もそうだと思うんですよね。

<佐野氏>

それで私達議員、市会議員もね、事前の説明はなんて聞いてたかって言うと、まだ用途は決まってませんと。その学校については。

<県 1>

先ほどね、先生は議会での聞いている事と食い違っていたと、議会は市議会の？

<佐野氏>

市議会の、今回条例が出されたんですよ。要は。

<県 1>

市議会の話と、7月9日の話し合いが食い違っていたということですか？

<佐野氏>

そうです。

<県 1>

7月9日の私どもの説明と食い違うと？えっ、7月9日の川崎市の説明と、ではなく？

<佐野氏>

川崎市から聞いた説明とみなさん方の説明した中身が違ってるわけですよ。

<県 1>

ん？ちょっと整理させて下さい。7月9日の中でね、市の説明と私どもの説明が食い違っているという認識ですか？えっ、どこが違ってます？

<佐野氏>

いやどこがじゃなくて、

<県 1>

そんなことない・・・

<佐野氏>

私達が聞いてたのは、そりや将来の街づくりについては県は市の都市計画に従ってやると。私達が言ってるのは、議会でも言ったのはね、あの施設なんで使えないですかと。その、用途まだ決まってないでしょと。決まってない

んだったら決まるまでの間はね、みんなで、あと決まる間も住民の意見を踏まえた上でその付帯決議にもなりましたけど、住民に、将来はここは福祉施設になるって言われてたんだと住民の皆さんがおっしゃるわけですから、そこはね、将来この学校が廃校になったら福祉施設になるっていうふうに言われてた。そういう要望が強いから、そういう思いがあつた説明を一時したのかもしれないけども、まあ少なくともそういう施設として利用して欲しいと言うのは皆さんの共通の認識かと私達は伺っていると。で、そういう方向になぜね、

< 県 1 >

それは市議会での話ですか？

< 佐野氏 >

そう。でそれを私が質問しているんですよ。委員としてね。で、その時に

< 県 1 >

それは市議会ですか？ 審議会ですか？

< 佐野氏 >

審議会じゃなくて、委員会。こないだ条例案がだされたんですよ。要は、地区計画の変更のね。その時、私まちづくり委員だから参加して質問したんですよ。その意見になんでね、従えないんですかと、少なくとも暫定的な利用ってのを提案されてることについて、なんでできないのか。それは土壌汚染だって、土壌汚染でもう壊さなきゃいけないっていう県がそういう方針決めてるのは県が決めた事だからそれに従わざるを得ないっていうふうに説明してるわけですよ。で、その場合の説明は市の街づくりに従う、協力しますというふうに言ってますよね。

< 県 1 >

はい。

< 佐野氏 >

じゃあ、食い違うじゃないですか。

< 県 2 >

食い違ってないですよ。僕らは担当かもしれませんがね。要は、

< 佐野氏 >

だから市がそういう方向で暫定利用してほしいといえれば従うわけですよ。

< 渡辺 >

だからこないだそれはそうですねって。

< 県 2 >

暫定利用についてはそんなに長い間やってるわけにはいかないんですよ。で今は、要するに、16年から今まで

< 佐野氏 >

じゃあ決まってるんですか次の計画は。

< 県 2 >

もうだって市の計画ができてるじゃないですか

< 渡辺 佐野氏 >

地区計画ってのは言ってみれば、用途変更だけで

< 県 2 >

だから要は少なくともそこに道路は作らなきゃいけない…

< 渡辺 >

いや時期決まってないからね。

< 佐野氏 >

作らなきゃいけないんじゃないかってさ。

< 県 2 >

企画は決まっても合点は市の共同認識…

< 佐野氏 >

そういう認識でやってたんですか。

< 渡辺 >

そうなんだ。

< 県 2 >

すぐにだからそういった地区計画、市のね

< 渡辺 >

財産を有効利用するっていう。

< 佐野氏 >

だから認識が違うわけですよ。

< 渡辺 >

だから有効利用するっていう認識が、何億も使って、ドブに捨てていいんですか？

< 県 1 >

地区計画の実現がタイムラグがあるでしょ、というご主張なのかもしれませんが、

< 渡辺 >

だって優先すべきは、県民の財産なんじゃないんですか。

< 県 1 >

他にも理由は申し上げてるじゃないですか。

< 佐野氏 >

そんな説明は、一切されなかったんですよ。市議会では、防火防犯上の問題があるという受け答えには、それだったら県の方でしますからねえ。で委員会の方では、一切そんな話がないんですよ。

< 県 1 >

土壌汚染だって、人体に影響があるないというところにこだわりがあるみたですけども、基準値をオーバーしてね、それを放置していいってわけにはいかないってことは繰り返し説明させて・・

< 渡辺 >

したら、基準値オーバーしてるのは全部壊してくれんですか。たくさん知ってますけど。公共でもつかってるの。

< 県 1 >

対策は取りますよ。対策はとらないといけないという認識を持ちますよ。少なくとも。

< 渡辺 >

とってないで使ってるのもありますよ。じゃあここでね今日掘ってねでたらこの建物壊してくれんですか。で8人がね不安がったら壊してくれندしょ？そういう事例を作ろうとしてるわけですよ。8人、たった8人が不安を……いや極論じゃなくて、そんなおかしいこと言ってんだもん。

< 佐野氏 >

いや、だから言いたいのは、さきほどから言ってるように、そうやって計画が決まっててね、もうこういう計画で街づくりしたいんだと。ね、もうどっか大型店を事業者が決まってて・・

< 県 1 >

いや、どこにも決まってない、私達にも分からない。

< 佐野氏 >

決まってない、そうでしょ。だから私が言いたいのはね、決まっててこういう計画で進めたい、で、こういう街づくりに地域の人たちは賛成してる、でしようがない、もうこのまま壊してこうするしかない、っていうふうになるんだったらね、まだみなさんも納得できるわけですよ。でも私達がさっきから言ってるのは、いや決まればそれはしょうがない。でもそれは、前提がさっき言った事業者と市民の合意の上でっていう、付帯決議にしたがってですね、街づくりにいろんな意見を出してもらった上でですけども。

< 県 1 >

だからそれは市議会の方で付帯決議として、市の当局が対応する話に・・

< 佐野氏 >

ただそれなのに、うん、それを進めながらですね、今残っている建物はじゃあそれができるまで使うっていう、選択肢だってあるじゃないですか。あるわけですよ。

< 県 1 >

まちづくりだけの対応もあるわけでしょ、ということだけをつかまえばですよ、

< 佐野氏 >

うんうん。そうやって決まって、だってどこでも開発だってそうなんですけど、今ある施設をそんなすぐ壊して更地にしといて何かできるまで待ちます、ってないんですよ。いや、決まってからだって、壊すのは遅くないんですよ。

< 県 1 >

いや、土壌汚染対策はしないといけない。

< 佐野氏 >

というかそれは、違いますよ。うん違います。その施設を使ってる間は土壌汚染対策は、将来、街づくりに用途がえして、用途替えていか売却してね、都市計画をすすめる時に、一緒にすればいいわけですから。そういうふうになってるわけよ、川崎市の条例の中ではね。暫定的に処置する、っていうのも認められてるわけですよ。それは将来に根本的な改善をするっていうのが前提で。だからそういうふうに使えばいいじゃないですか。そういう時にね、聞いた時にね、まちなみ推進室、まなびや推進室の方じゃ答えられないわけですよ。

< 県 1 >

それはだから、繰り返しになっちゃいますけど。それは十分に説明してるつもりなんですけど。

< 佐野氏 >

いやだからそれに納得できてないわけなんですよ

< 県 1 >

土壌汚染対策ってね、先生必要無いとお思いですか。

< 佐野氏 >

必要無くないですよ。だけどそれだけが根本的に全部更地にして壊しちゃえと、売る事が土壌汚染対策じゃないですから。

< 渡辺 >

壊す事が売っててことになるわけですよ。都市機構だって、自分でカバーして使ってるっていうのもあるしね。

< 佐野氏 >

だって、地下水に汚染が別に検出されてないわけですし。

飛散防止するために覆っちゃえば、それだけで済むわけですし。それは川崎市も認めてるわけですから。

< 渡辺 >

条例でもちゃんと認められてるわけだしね。

< 県 1 >

飛散防止だけで済むんだ。

< 佐野氏 渡辺 >

済むんですよ。

< 佐野氏 >

将来ね100年もそのまま残すわけじゃないんだしね。

< 渡辺 >

出したでしょ？キャノンのやつも、そうやって使ってる。今市が作ってるやつもそうやって、永久的に使おうとしてますしね。

< 佐野氏 >

それにそそんな事言ったらですね、県の3セクで横浜でやってるね、神奈川の区民センターなんかダイオキシンのものすごい汚染浄土ですよ。それだっていま施設移動させながら、あの、やってるじゃないですか。

< 渡辺 >

それだって、基準値を上回ってるわけですよ？

< 佐野氏 >

だからやり方をちゃんとそういうふうにやれば、できるわけですよ。という事を聞いた時に、それは壊さなきゃダメだっていう説明だけじゃ、そりゃ納得できないですよ。

< 県 1 >

それは今あれですか、今おっしゃってるのは、土壤汚染対策の方法ですか。

< 佐野氏 >

いや、だから、言ってるのは、それは土壤汚染があるってということで壊すってということではなくて、じゃ別にもっと理由があるわけでしょ？もう計画は決まっているのか。それは決まってない。

< 渡辺 >

だから、そういう不信感をみんな抱いちゃうわけですよ。この説明を聞いているとね。もう最初っから決まってるって、聞こえないんだもん。

< 県 1 >

だって、決まってるなんてどこにも、

< 渡辺 >

そしたらちゃんと納得のいく説明をしてくださいよ。

< 県 2 >

要は暫定利用にはお金がかかるわけですよ。

<佐野氏>

ちょっとまってください。

<県 2>

使われなくなった、用地や財産を、そんなに長い間ね、持ってるなど。なるべく早く利用しなさいと。それは当然ですよ。

<渡辺>

そしたら7億円、ドブに捨てていんですか。全然、桁が違うんだもん。

<佐野氏>

そうじゃなくて、暫定利用する時に、お金のかかる暫定使用のしかたじゃなくてお金のかからない暫定使用の仕方だってあるじゃないですか。そういうふうに1つ1つ検証した上で・・・NPO なんかになんか任せて、ちゃんと利用料金を、維持管理費がかかる部分をお金をもらって方法もあるじゃないですか。それがちゃんと・・・

<県 2>

でももう用途はきまってる。

今条例化したわけですよ？ 今になったら・・・

<佐野氏>

あなた都市計画のことについてよくご存じないみたいなんです。

<渡辺>

そうですね。

<佐野氏>

そういう事で言われると・・・

<県 2>

市から協力して下さい、ってきてるんですよ。県は協力します、って答えてる。

<渡辺>

8,000 の署名があるわけですよ。8,000 の署名が使わせてくれって言ってるんですよ。で、なんで8 人の人を優先するんですか。

<県 2>

8 人じゃないでしょう。市からの要請ですよ。

<佐野氏>

それは街づくりの、将来の街づくりについての要請で、

<渡辺>

それは、官官の話でしょ。

<佐野氏>

和田さん、和田さん、それは将来の街づくりについてはそういうことでもいいかもしれないけど

<県 2>

将来ったって今は将来の街づくりに協力するってだけなんですよ。

<佐野氏>

将来の街づくりは、将来の街づくりで用途はそういう用途で利用する事はあるんじゃないですか。

<県 2>

まあそれは口出しする立場じゃないんですよ

<渡辺>

いや、じゃあねだから、それははっきりね市が言えば、残せって言えば俺達は残すよって言えば良いじゃないですか。

<県 2>

市が残せって言うんだったら、市に買ってもらうだけですよ私らは。それだったら問題ないですよウチだって。

<渡辺>

いや、違う方法があるでしょうってことで、

<県 1>

いや、市の地区計画ががらっと変わってしまったらね、私達も考えなくてはならないことがあるかもしれません。

<渡辺>

まあそれは、頭同士が話し合わなきゃいけないのかもしれないですけどね。あの、それは違う方法は何個かありますよ。

<佐野氏>

それを説明してくれれば、いいんですよ。

<県 1>

だから説明してるじゃないですか。

<佐野氏 渡辺>

してないしてない。

<佐野氏>

やってる事を聞いているじゃないですか。だからもう、こっちへ回った時には、

< 県 1 >

私は、同じ事何回も説明したですよ。7月9日。和田のほうからも説明したし、私の方からも、説明したつもりでいますけど。

< 佐野氏 >

だって理解できてないから、こうやってきてるわけですよ。

< 県2 >

だって立場がたぶん違うと思うんですよ。

< 佐野氏 >

立場とかの話じゃないんですよ。いやそりゃ、立場は違いますよ。

< 渡辺 >

いや2年前南校行った時はね、是非使って下さい。これはあなた達のお金で建てたものですから、是非使って下さい、って言ってましたよ。財産管理課が。あの、南高を使わせていただいた時にね。私は、何回か使わせていただいてるんですよ。

< 県 2 >

財産管理課から借りてるんですね。

< 渡辺 >

いや、その時にね、財産管理課もいたんですよ。でその名刺持ってますけどね。もうこりゃあ当然みなさんのお金で買ったものですから、使わなくなったら、是非どんどん使って下さいよって、当然私達の職務ですからって。それが普通の考え方なんですよ。

< 県 1 >

それは学校開放で、学校という時の話ですよ？

< 渡辺 >

もう、廃校になった。

< 県 2 >

学校がね、学校が管理してたんです。あそこは、川崎高校が。その管理が過ぎて、学校開放を進めましょう、とそういう話はしてます。それは別に不思議じゃない事です。学校で使ってるんですから、その間ですね、もしね今度学校が用途違くなる、てことはできないでしょ普通。

< 県 1 >

いや、先生理解いただけるでしょ。えー、だいたい矛盾してないじゃないですか、我々。

< 渡辺 >

いや、矛盾してないんじゃないかと。

<佐野氏>

いや、矛盾してないって先程言ってるのはね、それは市議会の話です。私が言ってるのは…笑わないで下さいよ。私、真剣に話してるんですから。失礼だな、あなた。

<県 1>

そんなことはないです。市議会の話は私は知らないです。

<佐野氏>

それはいいんです。別に。市がすべて言った事です。じゃあ食い違ってるのは市の責任の問題なんです。別にみなさんに説明をあれしてるわけじゃない。ただ、それを聞いた上でいま言ってるのはですね、最初から言ってるのは、街づくりとして将来の街づくりはそういう方向でやるとしても、今まだ決まってないと。

<県 2>

それは違いますよ。

<佐野氏>

だって決まってないでしょ？私が説明しているのはね、誰も事業者も計画も、それは川崎市の説明ですけども、川崎市の説明は、石本さんね。石本さんは、これはまだ決まってない。だから商業者をはじめ、市民の意見を街づくりに反映させたいということを、それをしてる訳です。その時に、なんで暫定利用できないのかと。

<渡辺>

で、もしそれが緊急性があるんだったら、

<佐野氏>

その事についてはひとつも説明されてないですよ。暫定利用する方法もありますよ。こういうふうにするべきなんです、っていうことは聞いてない。できないんだったら、それはもう事業者決まってスケジュールも決まってるんだと。ということなら、それはもうしょうがないと。という事になるんです。決まってないですよ？

<県 1>

だからそれは憶測で…、

<佐野氏>

だからなおかつ、決まってないんですよ？

<渡辺>

だから急ぐ理由がわからない。

<県 2>

決まってないっていいですけど、話はしてますよ。

<佐野氏>

道路つくるって、道路つくるのはいつまでにつくるって、もう決まってるんですか。

< 県 2 >

もう道路の方はいつくるって計画はありますよ。そんなにね、そんなに将来の話じゃないですよ。

< 佐野氏 >

いや、和田さんちょっと待って下さい。あなた、憶測で物事言ってますけどね

< 県 2 >

憶測じゃないですよ。

< 渡辺 >

じゃあね、じゃあ葵精機の方はなぜやらないんですか？葵精機の方はね、あれはね出てからでいいよ、って何十年後でもいいよって答えてる。

< 佐野氏 >

道路を、都市計画道路をあれは地区計画だと聞きました。でもね、地区計画道路として決まってるところをですよ、50 年ですよ。50 年も地区計画道路が、都市計画道路が通らないところはいくらでもあるんですよ。都市計画として網かったとしても、できなければ現実的にできないところも、あるわけですよ。だから都市計画が網かったらと言ってすぐに道路をつくるってことではない。将来の街づくりはこういう方法でやって下さい。ということなんです。道路がね、来年 4 月にはここ道路にしまさなきゃいけないと。いうふうになってるんですか。じゃあ、あそこは

< 県 1 >

いや、地区計画との実現との間にね、暫定利用との方策というご提案だと思いますけど、

< 佐野氏 >

それは例えばですよ、学校施設を、じゃ来年売却するということになってるんですか？土地は、売却は。

< 県 1 >

なんにも決まってないですよ。

< 渡辺 >

うんだから暫定利用しても、10 年 20 年しても違法でもなんでもないよ。

< 県 1 >

まあ仮に、その土地問題はそうかもしれないですね。

< 渡辺 >

うん、そうでしょ。だっていままでなかった道路をね、緊急に必要なのかという理由もないしね。

< 佐野氏 >

そうそう。そしたらさっき言ったように NPO みたいにして、貸して、ちゃんと賃料をもらって、活用する方法だって暫定利用法としてあるでしょう。

< 県 1 >

土壌汚染もあるでしょう。

< 渡辺 >

だからそれも違う。ちゃんと処理すればいいんじゃないですか？

< 佐野氏 >

土壌汚染も処理する方法もそこにやるって所があれば、NPO に任せてやる方法だってある訳じゃないですか。

< 渡辺 >

だから市民はね、暫定利用するような検討をなぜやってくれないんですかと。だってやってください、って頼んでるわけですから。

< 県 1 >

いや、その市民のご意見はね、市議会とか市の当局とかは承ってるんですよ。で、県も陳情いただいたりしてますよね。だからそれは、受け止めてますよ。

< 渡辺 >

受け止めてないって。

< 県 1 >

市は市で受け止めてると思うんですよ。で、それぞれ当局なり市議会なり県議会は判断してますよね。陳情なりの結果も、ご承知の通りですよ。

< 渡辺 >

その理由はね、わけのわからない土壌汚染の説明会の理由になってたり、市の言う事に協力することって、それを前にどうみても急がないんだから2つの比較がね、ここにこういう投資をしたら、財産がムダになるのかならないのか。で、ここに使ったら、これはもうお金使わなくて済むね、っていう。そういう比較すらやってないですよ。で、当然県民の財産を何十億も違ってくるわけですから。こっちの道に行くのと、こっちの道に行くのと。やっぱりそういう比較があってこっちのが得だねっていうんだったら、どうぞ壊して下さいって話になる。

< 県 1 >

その比較考慮っていうのはね、具体的にどういった事をおっしゃってるのか。あのよくわからないんですけど。

< 渡辺 >

いや、つまり7億7000万かけて壊すのと…

< 県 1 >

いや私どもはねいろいろなことを総合的に評価して、考えた上で…

< 渡辺 >

いや、いやその評価法がね、見せて欲しいんですよ。評価した、何を検討したのかね。

<県 1>

いや、あのだから評価っていうのはですねいくつか
数値項目がありましてね。そういう話じゃないんじゃないですか。

<佐野氏>

だからそれは、皆さん方が示してくれればいいんですよ。

<県 1>

それは説明した通りですよ。

<佐野氏 渡辺>

してないですよ。

<県 1>

だって、和田がちゃんとしっかり説明したじゃないですか。

<渡辺>

いやいやしてない。だって暫定利用のときに処理はいくらかかるって言ってた。

<佐野氏>

防犯防火、で土壤汚染？これ街づくりは将来の問題ですよ。

<県 2>

将来じゃないんです。これからやらなきゃならない問題なんです。

<渡辺>

いやだから、ちょっと待って。私も見積もってもらったんですよ。専門家ですから。で、ちゃんと土壤汚染を今の状態ですでるようにするには、100 万かかんないんですよ、正直言って。あの条例の通りやってもね。で、片や 7 億 7000 万かけて壊すって。100 万ですよ、100 万。100 万と 7 億 7000 万の違いといったら、すごいでしょ？でそういう比較をやってないんじゃないの、って事を言ってるんです。

<県 2>

その比較ではないでしょ。うちのほうは、決まってますけど、要は、不要になった財産、県が施策で使うかどうか。で、使わないとでてますよ。ていうのは、これどこからも提案なかったし。

<渡辺>

提案出しました。

<県 2>

違います。そういう意味じゃなくて。あなたではなくて。県の施策としてやるかどうか。要は政策に従わなくちゃしょうがありませんから。それは個人が言ったり私もそうですが、個人が言ったりするような扱いはない。当然県政の中で、これやってこうという道筋ができなければできませんよね。それはあくまでも同じです。南高の話でも、あそ

こで箱モノ事業やったりするっていうのもね。そう簡単にはね。

<佐野氏>

だから税金の、使い方の問題として、

<県 2>

現在のあそこについては、これはもう14年当時から、川崎市の方から市の整備計画をしています。それに協力して下さい。県としては廃校になると。人が使われなくなる建物でなれば、県、市の計画がうまく行くように、協力しましょうと。ということでそれできてるんです。で、その当時にはあそこがどういう地区計画かできるかどうか否か。そういうの一切わかんなかった。

<佐野氏>

いやただ、都市計画がわかんなかったんじゃないくてその平成16年当時は県の方の教育が財産としての位置づけがあったから、

<渡辺>

いま平成14年で言ってたよ。

<県 2>

そうですね。

<佐野氏>

じゃあその時はまだそういう計画がないわけですよ。あのへんから要望いただいているんですよ。

<渡辺>

平成14年ってのはあの整備計画の時ですよ。

<県 1>

あのへんからずっと要望いただいているんですよ。

<県 2>

ですからあの時に市もどういう計画になるか、まだわからなかったと思いますけどね。

<佐野氏>

まあそれは、そういう経過があるっていうのは私も承知しました。だから、いま言ってるのは…

<渡辺>

じゃあそのときから壊すって決めてたんですか？

<佐野氏>

そう。

<県 2>

いやそれはわかんない。どの話が、そのまま市に譲渡するとか…

<佐野氏>

その時の結果も内容も、私調査報告書見てますから。そういう位置付けではなかった。壊してね、すぐ売却してあそこ商業業務拠点の集積っていうのが。

<渡辺>

いや、それはないけど、でもいま言われた通りに解釈すると、14年に協力してくれって言われて、既に廃校、3月ですよ。でもその前ですよその廃校って決めたのは、その2年前だからほんと12年ぐらい。

<県 2>

まあ整理すると、11年の11月に高校改革というのが、基本計画としてできてますから、そこで廃校ってのは知らされてますね。

<佐野氏>

だったらそれで将来の用途は利用ってのは、それは今言ったように、地元の人たちはみんな福祉の施設にしたいと、まあ田島養護学校の近くにある学校施設として、そんな意見もありましたよねえ。

<県 1>

それは9日に聞きました。

<佐野氏>

9日じゃなくて、それは事前に…、

<県 1>

いろんな意見がありましたけどね。

<渡辺>

あと知事さんのマニフェストにも、廃校利用して、あの、コミュニティカレッジ構想ってのはありますよね。

<佐野氏>

こういう人たちがねこないだの会議、集会にも参加してるわけですよ。

<県 1>

いらっしゃいましたよね、田島養護の話をしてる方。

<佐野氏>

だからそういう人たちがどうしてそういうことが利用できないのか。だから将来的にもう決まっちゃったとおっしゃってるふうに、来年ここ道路造って、ここ売却して、ここは大型店になっちゃうんだと。だからもうタイムスケジュールがあってね、それでもう決まっちゃってるんだと。いう、説明ができないんですよ、いま。だって決まってないんですよ。

< 県 1 >

はい決まっていますね。

< 渡辺 >

じゃあ急ぐ事ないですよええ。

< 県 1 >

いや、だから街づくりだけの話をするとね、また繰り返しになっちゃいますけどタイムラグありでしょ？その間の暫定利用はできないのかっていうご提案かもしれませんね。だけど私どもが言ってるのは、防火防犯上の問題もあるよねっていう、土壌汚染だって出ちゃったでしょ。というふうな事もあるので、いろんなこと総合的に考えましたと。市民のみなさん、県民のみなさんの話もいろいろ受け止めてるじゃないですか。それをふまえた上での判断とご理解をいただければなど。

< 渡辺 >

いや、だから再利用するとしたらどんなお金が誰が払えばいいのっていうのをそれを検討して欲しいわけですよ。

< 県 1 >

いや、それは渡辺さんの意見かもしれないですけど・・

< 渡辺 >

だいたい100万だったらね、出す人いますよ。

< 県 1 >

いや、単純にコストパフォーマンス追求しろって話かもしれませんけど。県の施策ってね、単純にコストだけじゃないんですよ。

< 渡辺 >

いまずっとコストの話してたじゃないですか。

< 県議 1 >

いや、いろんな事総合的に勘案して・・、

< 渡辺 >

いや総合的にしたら、その選択肢は出てこないはずですよ。

< 佐野氏 >

いやそれを説明して欲しいんですよ。いま言ったように私達そういう思いを持ってる。確かに活用して欲しいと思ってる。そういう立場でいろいろ提案してる。だけど、いま言ったように防犯の問題、街づくりの問題、土壌汚染の問題、で、それについては土壌汚染はもう、そういうふうになんてちょっと暫定的になんてちょっと処理をするだけじゃダメなんだと。いう説明が、まずあるわけですよ。それと都市計画についても来年以降タイムスケジュールが決まってて、もうこういう計画が進んでるんですよ。それをすすめるべきじゃないと。それと防犯防火の問題は、数字が何万と

いうお金が年間かかるんですと。そういう事を全部ね、説明していただいた上で、暫定利用はこれだったら難しいと、納得させてもらえればね。それはしょうがないですよ。でもこの間の説明は、いま言ったように土壌汚染の処理だって、別な方法だってあるでしょと。いうことについては、納得いく説明をいただいてないと。で、街づくりについてだって今すぐに、事業者もまだ決まってない、まだ計画自体もこれからだと。で、市議会からも地元の意見を十分に聞いた上で計画して欲しいと。そして、その間のタイムラグだってあるじゃないかと。防犯防火だってNPO か誰かに任せてねちゃんとお金もらってる上で市が損しない形で維持させる事だってできるじゃないかと。そういうふうなことがでてるときにですね、これはもう決まってますから、そういうふうにして市の計画に、既に協力しますからご理解くださいじゃあ、やっぱり市民はね納得できないですよ。私も納得してないんですよ。だからおっしゃる事は私達も十分ふまえた上で、お話をしてるんですけども。で、それをですね、次回の室長さんが1人来てですね矢面に立つんじゃないくて、皆さん方にも今お話ししたような事で、3つの点から県としては総合的に勘案して、これはもう壊さざるをえないという説明をしてほしいと。

<県 1>

うん。説明したつもりなんですけどね。

<佐野氏>

いやだから今違う説明したって理解できないじゃないですか。だから私いまお答えいただいてもしょうがないのでね。今度の説明会で。

<県 2>

いやそれはただ同じ事を言ってるだけです、前に言った事を繰り返してるだけです。今まではまあ、オウム返しになってたかもしれませんが、前に言った事を同じように説明してるだけです。ちょっとまあ、雰囲気は違いますけどね。

<渡辺>

だって説明になってないんだもん。

<県 1>

同じ事言うだけだと思うんですよ

<佐野氏>

でもいいですよじゃあ。そういうふうなことしかお答えできないんだったらそういうことをちゃんと

<県 1>

あの一、9日のざわざわとした中で、私は先生にお伝えしたつもりでいたんです。だからあえて17日に出てこないと言われても…、

<佐野氏>

だからそれは9日は言った言わないっていうのを議論してももうしょうがないから。

<渡辺>

まあいろんな質問が来てると思うんですけど、それに対してもね、答えてないですよ。私も何枚か見たけども、

答えてないですよ。1つも。例えばいつ決めたんだっていう質問なのに、全然違う答えをしてる。

< 県 1 >

あの県の考え方もね、県の考え方は、

< 渡辺 >

いや考え方は言ってるだけで、質問に対する答えはやってないですよ。のどの質問に対しても。だからそれすらしてないでしょ。

< 佐野氏 >

県の考え方はもうはっきりしています。

< 渡辺 >

もういんですよ。だからいいっていうか、こちらの質問にお答えしていただければ・・・

< 佐野氏 >

こちらのお聞きしたいことについてちゃんと答えいただければもうすぐに終わるんですよ。

< 渡辺 >

うん。

< 佐野氏 >

いやそれで室長さんは、一応、だからもう次回でますという日程をこれからですが決めますけど、そういうことまでご返事いただいてるんです。だから室長さんがこられてね、室長さんの権限に所属するものしか答えられないという、それは当然のことですけれども、そういうふうになればですね、室長さんに恥かかせてね、矢面に立たせて皆さん方、全然知らない。要は確かに部署は違うかも知れない、そういうことでよろしんですかね。

< 県 1 >

いや、その室長さんがね、今度出ていくというのは、我々もその、7月17ですか。結果で新聞にもでたし。その程度の事で知ってますけど。

< 佐野氏 >

いやね、だから私は出ていただきたいと。

< 県 1 >

それがどうこうって話じゃないんですよ。室長さんが出るとか出ないとか。

< 佐野氏 >

いやそれは出る出ないって判断したのは、室長さんの判断ですけども、でも室長さんが来られても、17日の議論と、また同じ事の蒸し返しになっちゃうんですよ。

< 県 1 >

いや17日はね、あの私は接見してないんですけど、土壌調査結果の詳細説明という場で…、

<渡辺>

いやそれは勝手な解釈でね、我々は全然そう解釈してないわけですよ。

<県 1>

でそれが十分できてなかったんであの、室長もじゃあ、詳細説明を再度というふうな事ですね、やらせていただくとおっしゃったのかもしれませんが。そこまでは私達は知らないんですが。

<佐野氏>

で今日は改めて、そういう認識をちょっと共有するために、私共がこうやってわざわざ足を運んでですね、皆様方に、ぜひ次回の室長さんがいらしていた時に、同席していただきたいと、お願いしてるんですけども。

<渡辺>

しかも前回のね、その日来れなかった人はいっぱいいるわけでね、その人たちは是非来たいと言ってますしね。だからその…、

<佐野氏>

別にだってね、説明するのはやぶさかじゃないですよ。

<県 1 2>

説明するのは別に。十分してるつもりでいたよ。

<佐野氏>

だからもう1回開いてくれって、いやだから、一緒に同席してくれっていうのは構わないですけどね。

<県 1>

一緒に同席ってその…、

<県 2>

あのね、せめて、この今いろんな形でしっかりと対応がきてます。届いたかどうかはわかりませんが、要は、近々には少なくとも届くと思うんですけども。そういった形でお答えしてますよね、それは。で、今の時に将来の話、先程言いましたけども、その時にはもう道路だって一部は出来てるわけですよ。要は、道路形状とかもこの辺だって決めて、この際にはこれが入ってくると思うんですけど、近々にはね。

<渡辺>

そうなの。

<佐野氏>

入ってくるんですか。

<県 2>

と思います。

<渡辺>

それは何情報ですか。

<佐野氏>

方法は決まってるんですか？

<県 2>

はい？

<佐野氏>

それはもう川崎市の方から、そうなってるんですか？

<県 2>

いや、そういう意味じゃなくて。道路の…

<佐野氏>

だから憶測でおっしゃってるのと、そういう経過が実際あって、話が来てるのと、分けてお話いただきたいんですけど。ちゃんとそういう計画あんならねそういうふうに言って下さいよ。

<県 1>

あの、絵があるでしょって事を、我々は、

<佐野氏>

絵はあくまでそれは都市計画の上で使う、都市計画の絵なんか、川崎市内に全然出来てない、10年も20年もたっても全然できてない道路もいっぱいありますよ。

<県 2>

そういう意味ではなくて、

<佐野氏>

いや、だってあるじゃないですか都市計画の絵は。カラーでしょ。

<県 2>

でもあれは、今の公共の立場としては、お金もらってるんですよ。使っていないところですよ？

<佐野氏>

じゃあそういう説明をして下さいよ。

<渡辺>

じゃあね、じゃあいつまでに壊せって頼まれたんですか。

< 県 2 >

壊せって、頼まれ…いつまで壊せって、それは言えない、言わないですよ。それは。

< 渡辺 >

うん、そうでしょ。

< 県 2 >

それは言いません。

< 渡辺 >

うん。そうでしょ。そしたらさ…、

< 県 2 >

ただうちとしては当然、あのもう廃校になったんで、当然スケジュール的にはありますよね、将来的には、当然県は使わないんですから。まあ市が受け取るとかは別としてね。売却するような形になると思います。ただこの辺の土壌汚染の対策等もありますので、しばらくの間はそれをやんなくちゃいけませんから、今年は絶対できないし、再来年だって土壌対策で絶対出来ません。それ以降なんとか、なるべく早い時期には処理しなくてはならない問題だと思ってます。スケジュールとして。だから、19、20…、だから、21 年以降になりますけども建物的にはあそこの土地については、処分していきたい、そう考えています。

< 渡辺 >

その、明日からでも使わせて欲しいんですね。それがなぜできないのってね。危険だったら危険だって言えばいいわけで。でもあのおじさんはね、毎日来てて、管理の人は草刈りまで別に普通にやってますよね。土掘ったり…

< 県 2 >

土は掘らないでしょ。

< 渡辺 >

土掘ったりっていうか。やっぱり土は出てきますよ、こうやったら。こうずぼとやったらね。それをなぜ禁止してないのか、よくわかんないですね。

< 県 2 >

先生だってしていますよね。

< 渡辺 >

うん。まあそれはカバーが落ちてから。だからそれで使っていていいわけでしょ？もったいないよね。

< 佐野氏 >

だから要はね、皆さんもお忙しいですから結論をまず急いで

< 県 1 >

先生ね、我々は、教育財務課が再度やるっておっしゃってるじゃないですか。そこに出て行ったって、平行線で

すよ。だって。同じ事説明するしかないですから。

<渡辺>

なんでちゃんとした説明ができないのかね。

<県 1>

してなかったですか？

<佐野氏>

だから今私が説明したでしょ。3つ。土壌汚染、街づくり…、

<県 1>

だからコスト比較をやってください、っていう話だったんですけど、

<佐野氏>

いやいいです。いいんですよ。みなさんがたは総合的に判断した土壌汚染、街づくり、防犯防火。

<県 1>

そうですよ。

<佐野氏>

ね、でその対策を、

<県 1>

それは7月9日に説明して、

<佐野氏>

だって、私が今聞いた事だってお答えいただけないじゃないですか。土壌汚染、これは壊さなきゃ、全部解決できない。でも他の方法はあるじゃないですか。そういうのは検証したんですか。ね、それは1つ疑問あるじゃないですか。それと街づくり…、

<県 1>

それは多大なるコスト…、

<佐野氏>

ちょっと待って下さい。いやだからね、多大なるコストがかかるのかどうかね。簡単に1人ずつ100万円でもできるという提案があると。いやそれは本当にできるかできないかも含めてね、そういう事が考えられてると。いうのが1つね。それから1つは街づくりの問題。来年から道路計画があつて、ここを売却してこの大型店、商業業務拠点の集積地区とする、こっちを保育園にする、住宅地にする、地区計画に合わせてスケジュールが決まってる、それに合わせてこちらも進めなきゃいけないのか。したら、全部決まってませんと。いつ決まるんですかと。まだ決まりませんと。ですよね。それと、防犯についても、防犯じゃあ誰か人が管理して、じゃあどっか安全管理をどっかのNPOがやらせてほしいと。ということを含めてねお金がかからない防犯防火対策はあるじゃないですか。それ

については、もう防犯防火の為の予算で…、

< 県 1 >

それはもうギリギリの線で…、

< 佐野氏 >

いやだから、それは県の予算使ってやるということですよ。県民の人たちに NPO とか、例えばそういうボランティアとか。そういう人たちが安全安心の為に協力してくれるって事まで議論してないですよ。

< 渡辺 >

みんな言ってますよ。それだったら、使わせてくれるんだったら、夜通し泊まりますよって。みんな言ってますよ。みんなでボランティアでやりますよって。だからエレベーターつけるんだったら、みんなでお金集めますよって言ってますよ。

< 佐野氏 >

だから、そういうことを3つね、3つ、みなさんがたご説明いただいている3つの部分だけでも、こういうことで、ご質問してる事についても説明していただいだけでも違うわけですよ。まあ議論した上で私達はそのご提案は、受け取りましたけども、いろいろ議論した上でここが議論した結果、これはもう土壌汚染はなんとしても、もう壊さなきゃ、方法しかないんだと。ね。あと街づくりについても、もうこれは将来計画が決まって21年以降もずっと計画が決まってるんですよ。言うことなら、もう納得する人だっているんですよ。全部が全部納得できると限りませんが。大半の人が納得できれば、それはしょうがないですよ。でもこないだ来た時は、来てた人ほとんどがね、今言ったことだけでも、理解されてないわけなんですよ。だから私どもの所に、いつ説明会開くんですかと。いうことで問い合わせがあるわけなんですよ。

< 渡辺 >

例えば、保育園作る計画になってますよね。それを南高使ったらどうですかねって言ったら拍手喝采ですよ。もう、それは、また税金を何億も使わないで済む提案だから。だからそういうことを、本当は私らとしてはね、財産管理ってのはみんなの税金を非常に丁寧に使ってくれてるもんだ、という解釈でいるわけですけども。そういう提案がね、なぜ出てこないのかというね。そういう提案が出てきたら、それはもうみんなヒーローですよ。

< 佐野氏 >

まあだからそれは、議論の1つの案としてね。だから議会例えばもし出ただけの事でしたら、少なくともそういうことだけでも説明していただければね。納得できますよ。私を含めて。それだけの事なんですよ。で、それなのに室長さんが来て、今言った主張を投げかけた時に、うちは土壌汚染の事にしか、それも結果について、ご説明しかできませんということになったら室長さん代わって欲しいことになるじゃないですか。だから皆さん方にも同席して欲しいというわけなんですよ。どうですかね。で、皆さん方が今言ったような内容で説明していただいて、もうちはこれ以上説明できませんと。いうことでしたらこれはもうしょうがないですよ。

< 県 1 >

でも今まで言った以上のものは、ないし7月9日の…

< 佐野氏 >

だって私が今聞いたことだって、まだないですよ。

<渡辺>

そうですよ。

<県 1>

いやだから総合的に考えさせていただいてる。

<渡辺>

いやだから、総合的の内容がわからない。

<佐野氏>

総合的なら総合的の内容を、説明してくださいよ。

<渡辺>

そうそう。きちんと、もしその比較表があるならね。これ残した場合はこんなお金がかかって、残さないとこんなお金が…

<県 1>

いや総合的になってそういうことでしょ。

<佐野氏>

いや私にそうでしょ、なんて同意求められても困るんだけど。

<県 1>

いやだってこの項目は1点、この項目は2点なんて評価するって話じゃないじゃないですか。そういうコンペもありますよ。いや、そういう方法もあるかもしれませんよね。

<渡辺>

だって私らは建築の時〇×でやれって言われてますよ。よく。ただ少なくとも、そういう表がなきゃいけないんじゃないかな。

<県 1>

だからすぐ施策をね、考えるにあたって、いろんなこと申請、探索する。総合的に考えましたっていうふうに点数表があるわけじゃないんですよ。だからそれは是非、川崎市の施策に…

<佐野氏>

いや、だからいいよ。でもそれには私も言ってるように、いろいろ考えましたけど、こういう事にはこういう問題があるし、こういう利点もあるけども、こういう欠点、弱点もあると。いろいろそういうふうに判断した上で、できなかったと。だから今例えばね、土壌汚染対策、暫定利用する、その間にどうするかっていう時にでも計画は決まってるんですと。次にどういうふうにするかと。だからこうやるとしても、それだけの期間お貸しすることはできないと。いうこととかね。だから総合的にはそういう事じゃないかと。

<県 1>

だから暫定利用に誘導的議論を、

<佐野氏>

いやそうじゃなくて、今言ったように、いろんな事を、今言ったように最終的にこういう見え方でできないんだっていうふうになんて説明があれば。総合的なんて言ったって、

<渡辺>

だから、縦割りだからできないって話もされてますけどね、最初に。だからもし最初に判断できる人が知事さんしかいなかったら…、

<県 1>

ちょ、ちょっと待って下さい。縦割りってどういう意味…

<渡辺>

しっかり言っていましたよね。縦割りだからしょうがないんだみたいな。最初の。

<県 2>

いやよくわかんない。

<渡辺>

あの、議事録見ていただければ分かると思うんですけども。まなびや推進室の人って言えばいいのかな。

<県 1>

17日は確か…9日の？9日の。我々出た…？

<渡辺>

そうそう。

<県 1>

縦割りだから…、

<渡辺>

うん。だから限界があるんですよ、みたいな。まあいいんですけどね。ただ、ただ市の方策はそうだから、でもやっぱり残した方が市民の為だっていう総合的な判断ができる人はいないわけでしょ。だからそれをね知事さんしかできないっていうならね、本当は知事さん…って、どうも知事さんの答弁聞くと、知られてないんですよ、ここで論議されている事とか、それから。

<県 1>

いや知事の方には全部言って…

<渡辺>

いや、だって市民がどんな運動してるのか僕は知らされてないんですけど、ってあの、河野さんが委員会で質問したときにははっきりそういう、私は市民がどういうふうに動いているのかさっぱりわからないんですけども、って答えてましたよ。だからそっちのほうじゃないほうは、言ってるかもしれないけども。ただそっちのほうじゃないことを、市民がどういう事を望んでって事を全く言わないで、知事の総合的な判断もないですよ。

< 県 1 >

いや市民の、川崎市民の…

< 渡辺 >

だから知事は、うん。廃校利用して、あのあれ、コミュニティカレッジやりたいなってマニフェストもあるし、養護施設もやりたいなって事も書かれてるし。だから本当はそういうことが、俺にはできますよ。知事さん、なぜやらないんですか、ぐらいの検討があつていいと思うんですよ。だからじゃないとああいう回答にならないと思うんですよ。僕達市民がなに考えてるのかわかってません、みたいな話がね。だから陳情書も出てきてるみたいだけど、その内容は知らないみたいだね。

< 佐野氏 >

いや、今日もね、時間もだいぶ押してますから、結論は、ですから室長さんと一緒に同席して欲しいと。それだけなんです。日程を調整して、
で、今言ったように3つのね、質問だけでも、それこそ県も同じ事を繰り返すだけでも、それはしょうがないと。ただ納得いく説明は、していただきたい。今言ったように…、

< 県 1 >

私達が説明しても、納得していただけないのは目に見えてるでしょ。今のような話であれば。

< 県 2 >

ていうか、スタートラインの問題ですよ。

< 佐野氏 >

ていうか県の説明を、県の誠意…

< 県 1 >

誠実に尽くしてるつもりではあるんですけど、納得していただけないでしょう。

< 渡辺 >

いやだって回答の内容に、誠実さがゼロですよ。

< 渡辺 >

いや、だって質問の内容に答えられないですよ。質問の内容を、はぐらかしますよね、毎回。

< 県 1 >

はぐらかす…

<佐野氏>

いや、すりかえたじゃないですか。土壌汚染は危険だから、近所の人が不安がってるから壊さなきゃいけないと。最初はそういうふうに説明されてたわけです。で、でそれで、それで、

<県 1>

それは1つの理由ですよ。

<佐野氏>

それで、で・うん。ですよ。1つの理由なわけですよ。だから最初から3つか4つ理由があって、この理由だから壊さなきゃいけないっていうふうになってればね、

<県 2>

そうでしょ最初から。

<佐野氏>

でも私達はそういう話は一切聞いてないですよ。

<渡辺>

いや、議会ではそういうふうに全部言ってないよね。

<佐野氏>

そう。

<県 1>

いってますよ…。

<佐野氏>

いやだって、防犯防火についてこないだ初めてですよ。

<県 2>

初めてじゃないですよ。だって私は

<渡辺>

いや、そうなんですよね。

<佐野氏>

いやじゃあそれは石本さんの責任になるのかもしれないけど、川崎市の石本さんがね。

<県 2>

川崎市がね、それは説明してないかもしれないけど、だって川崎市が返してるわけない。

<佐野氏>

だから川崎市の取り上げの中に不備があるかもしれないけど、だからそれ言うんだったら最初から県は市に対してそういうふうにしてもらえばよかったと。

<渡辺>

土壌の事は言ってたけど市民がね、利活用を求めているって言うのは一つも…

<県 2>

それはいろんな意見があつて。

<渡辺>

そもそもしろんな意見があつてって 8 人だけの意見でしょ。結局こないだもね副会長がなんで俺達聞かされてないんだ、って怒ってましてね。8 人なわけですよ。結局は。

<秘書>

まあいずれにしてもね、もう時間もあれなんですけども。あの僕はね、詳しくは中身聞いて、詳しくは聞かないんですけども。お話聞いててもね、やっぱり県のほうで、いろいろ市民の方からはね、意見があるわけですよ。で、だいたい3辺から4 辺でまあそれぞれあつて、まあ最終的に関本さん

_____ですか。あの総合的な判断を

あのおっしゃるのがね1つ1つについて、まあ提案があるわけですよ。こうやったらいいんじゃないかと。いうことについて、まあそれはそれぞれ違うんだろうけど、最後は総合的な判断だというふうになっちゃうんだけど。総合的な判断というのはいくつかの要素1つ1つを検討して総合的な、まあ、ある程度の判断をするんだけど。話を聞いている限りはね、あの、やっぱり川崎の住人の方達だとか、あの、言ってる言い分に対して、あのどっちかというとかやっぱ苦しいかなと。言い分がね。あの、というふうに、僕には感じるんですよ。で、まあそれしか言い分がないんだったら、もうそれしかないんであつたら、それでも構わないかな、しょうがないと思うんですね。私達はあなた方の言うね、ことに対して、もうこれしか言う事は出来ませんと。理解して下さい、と言うしかないと思うんですけども。もし本当にそれしかないんであればね。しかしそれでもいずれにしても、住民の方々は都市計画とか決まっていってけれども、やっぱり現に壊されるとかね、そういう事になった時に初めてびっくりして騒ぎになるわけですね。いろんな問題ってのは。いや、今その事も大きく問題になってて、是非説明もして欲しいと納得できないと言う事で、運動があるわけですから。それを県としてねもう地区計画は、市の計画は決まっちゃったと。県としてね、これはもう決まっちゃった、と言う事だけで、あの何言おうがね、もう聞く耳持てませんという態度がねえ、やっぱりまずいと思うんですよ。まあ1回2回説明会開いたとしても…、

<県 1>

全く聞く耳もたないなんて…、

<秘書>

ええ、まあその間聞いてるって言ってますけども、再度やって欲しいというふうにね。

<県 1>

9日の時に説明したっていうのがですね、私達の立場で考え方、…であの、その後たくさん知事への手紙とかいただいてますけども、全てお答えしてるつもりで。

<渡辺>

みんな怒ってますよ。その回答に対して。

<秘書>

住人の方達も再度やってほしいということなんですから、是非そこはね、あの答えてあげてほしいと思うんですけども。

<佐野氏>

それといいですか。例えば県がね、そういう土地が、県の土地を売却っていうか今後どうするかっていう建てる時になんかこう、方針っていうか、そういうあるんですか。方向性っていうか。土地が出たら、先程前にお話したように地元の自治体に照会をして、それで判断した上で県として使い方が局内での議論をした。それでやると。フローチャートでもいいんですけど、その土地の活用についてどういう流れででてくるのか。要はそこで、どれだけ県民の声が活かされるのか。それは内部だけで決めて結論だけで出てくるのか。その辺がやっぱり不信感の、もう1つの根源なんですよ。

<県 1>

結局内部の決定過程でね、住人達の方々のご意向はふまえた上で・・・、

<佐野氏>

だから、どういう段階でふまえらるのか。要は、1つの参考意見程度の中でふまえらるのか。その議論の過程の中で、こういう地元意見の調整するなんか段階があるのか。例えばよくあの、今回はしてませんけどね、都市計画なんかは全部、縦覧とか、あの、公聴なんかしますよね。それとかあのー、今ホームページでね、あのパブリックコメントとかありますよね。で、今回はそういう徴集はされてるのかね。パブリックコメント、県の施設、今後こういうふうにしますが、ご意見募集します、というようなことで、どれだけ反映されてるのか。そういうのを、やっぱちょっと説明して下さいよ。

<県 1>

でもそれは、いわゆるパブコメ的な手続きはやってますよ。

<佐野氏>

で、私達はこういう正当な手続きをふまえてね、ちょっと都市計画のように、ああいうふうにやって、結論としてこういうふうになったんだと。

<県 1>

ここにある、と矛盾してないんですが。

<佐野氏>

だから、それを今度説明してほしいんですよ。

<県 2>

いや、それはしてるでしょ。

<渡辺>

いや、今パブリックコメントは収集してない、って言ってたよ。

<県 1>

いわゆるパブコメって手続き自体は、あの、行政手続き法なりで改正された。

今度のパブコメを言ってますよ。

<佐野氏>

うん、だから今回の議論では…、

<渡辺>

やってあるんであれば、それをこういう意見が出ました、という説明をされた方がいいですね。

<県 1>

高校開放は、当然ご存じでしょうけども、賛成意見とったと思うんですけど…、

<佐野氏>

いいんです。今回の南高校の問題でね、それだけ、地元の声はある程度反映しているんだと、いろいろ総合的な判断の結論として、こうなつた。その時に今言った四つの項目について、いろんな判断の仕方があるじゃないですか。私達はこういう視点からの判断で、結論づけましたと。

<県 1>

基本的に我々、本当に道程通過してるんですよ。

<佐野氏>

だから和田さんの、例えば部署は、私達はこの部分の判断しかできませんと、来た方について書類上どういう経過を経られてきてるか、他の持ってた部署が、例えば教育局のところ、教育委員会のところでそのように施設を管理しているところから意見はこういうふうになると、今後の跡地利用についてはないと、ウチとして判断しているのか、この間縦割ですからそういう事だったんですよ。土地の最終的な方針、最終的な判断はいったい誰がしているんですか。だからそういう、経過の説明を、していただきたい。

<県 1>

ちょっとあの縦割ってところの話は、ちょっと理解できないですけど。あの、本当に繰り返しですけど、9日で十分説明したつもりでいますし、総合的にはまあ…、

<佐野氏>

申し訳ないんですけどだからまた、

<県 1>

だからね、渡辺さんがおっしゃるようにね、この項目で何点か数値をだして…

<渡辺>

例えばさっきの平成14年に、実はもうけっこう決まってた、という話を含めてね。

< 県 2 >

決まっていたというより要望を、市が県に対して協力してちょうだいねって。

< 渡辺 >

あ、だからそれはこの時期に、そういう話もさっき初めて聞いたしね。

< 県 2 >

それは初めてじゃないですよ。

< 県 1 >

それはもうずいぶん前から。

< 佐野氏 >

12年からってのは、今はじめて聞きましたよ。

< 県 2 >

それはもう11年ですから。それはもう高校改革ですよ。

< 佐野氏 >

そうですよ。高校改革ですよ。

< 県 2 >

それはもう、高校改革ですよ。

< 佐野氏 >

ただこないだのはね、平成16年の計画に対して、市の計画のその後の経過は、説明されましたけど、11年、12年の時からそういう話になってると。

< 県 2 >

この跡地の説明ってのはまだ公な話じゃないんですよ。まあ昔の話してもしゃあない。いいんです。

< 佐野氏 >

ちょっと待って下さい。和田さん、和田さん。わかりました。それはいいんですけど。この間の説明会ではそういう話ではできてなかったですよ。

< 佐野氏 >

あつ、事実として…、

< 県 2 >

それはだって、高校改革の話ですから。要は、そんな事言ったらもつと昔の事ですから。

<佐野氏>

いや、だからいんです。いや、あの、いんですだからちょっと待って下さい和田さん。事実を確認してるんです。11年と12年という話は今日初めて出ましたよね。

<県 2>

11月に高校改革推進委員会という流れで、でそのときに…、

<佐野氏>

いや、だから有名か無名かはいいんですけど、来てる住民に対しての説明の中にはなかったですよ。

<県 1>

いやそれはしまして 7 月9日に、そういうような質問がありましたらお答えしてますよ。だから不適なんですよ。お話しするような話じゃないじゃないですか。9日にはね。

<佐野氏>

説明してますって、説明してますよっておっしゃったから…、

<渡辺>

だから、多分、そのいつ決まったんですかって質問のその話が出てきたと思うんですけども、笹岡さんって地元の方から、いつ壊すって内部で決めたんですかって質問が出ていたと思うんですけども、それには答えてないんですよ。

<県 2>

解体。基本的には議会ですよ。だからそのように、議会の話はしてるとおもうんですよ。

<渡辺>

あつ、じゃあ議会で決まったんですね。

<県 2>

そうです。予算を組まないと解体できませんからね。

<渡辺>

だったら、なぜそう答えないんですか。回答者に。書いてなかったです。それ見せてもらったんですけども一切…。

<県 1>

議会で議決されたのは書いてます。

<渡辺>

じゃあ、そういう認識でいいんですね。

<県 2>

そうですね。

<秘書>

執行企画って、内部ね、聞いてるのは多分、議会にどのように提案するのかを最終的に決めたのはいつの時点で誰が決めたんですか、って話しなんですけれど。

<渡辺>

皆が言ってるのは、議会で決まったとしたら、その理由がね、土壌汚染でいろいろ意見が出ていたけど、土壌汚染で8人があれがあります・・。

<県 1>

そう意見もでした、っていうふうなことを議会説明したんですね。

<渡辺>

だって他のそれ以外の意見言っていないだもん。私傍聴してたし、聞いてたし。

<佐野氏>

今日聞いた初めて4つのね、検討項目があったと。今、私も初めて聞きました。

<県 1>

それは違うじゃないですか。

<佐野氏>

9日の日に、9日ね。委員会の時の事で、説明を、川崎市からそういう項目を検討した総合的に判断した上で、ここをそういうふうにするという話をね。

<渡辺>

いやだから、そのあと重要なのは議会で何を答弁したかが一番重要になってくるんですけども、議事録ってでてこないんですか？議事録がほしいんですけど。だからその時、私いたんだもん。何人も。みんなで傍聴してましたから。

<佐野氏>

川崎市が、石本さんはそれを委員会の中では、説明しなかったと。まあ聞いてたんだろうけども、十分説明はされなかった。

<県 2>

まあ石本さんについては、ちょっとわかんないですけども。

<佐野氏>

いいです、じゃあ。

<渡辺>

いや、私いたもん。

< 県 1 >

今回の議会だけかもしれません。

< 県 2 >

今回、って言っても、2 人とも知らないじゃん。

< 渡辺 >

いやだから、議事録だしてくださいよ。

< 佐野氏 >

議事録はじゃあ議会、事務局に言えば、その時の議事録がもらえるんですか。

< 渡辺 >

いや、結局だから、そのそれがね、ほとんど私から見ると、8 人の、最初はね 8 人って言ってなくて、ほとんどの町内会はって言ってたんです。で言い換えて 8 人の町内会長が、不安を訴えてる、ましたと。

< 県 1 >

8 町内会っていかたちじゃ・・、

< 渡辺 >

いやでもこないだ言ったように、8 町内会って言ったら語弊があつてね、町内会長しか出てなかっただけで、その他の人は呼ばれてもいないし、知らなかったわけ。

< 佐野氏 >

副会長が来てたんですよ。そしたら、俺全然そんな話聞いてないって。町会長が言わなかったのも悪いけど、そんな判断の中に町会っていう、八町会っていわれるのは、そりゃおかしいと。個人的に町会長の判断で話を聞いた上で、判断した個人的な問題じゃないのかと。

< 県 1 >

そういう話もあった。いろいろな意見があるのは、我々も認識している。

< 渡辺 >

だからあの答弁だけ聞くと、それが一番ドリングヘッドしててね。そのためにじゃあこれ予算可決しますかね、しょうがないね、壊さなきゃだめでしょみたいな雰囲気ですわね。だからそれが違う方法がある、ってみんなわかってる。なんだ残す方法もある、と。で人体にも害はないよと。ただ不安っていうのは不安だけで、その不安を取り除くためにはリスクなんて簡単に取り除けるよ、と。わかったから、それが理由になってくるんですよ。そこで決めたとしたらね。もっと他に理由があつて、市がね、これに協力してくれたっていつまでも壊してよ、って言うなら、また話は別なんですけども。でも今言われた事が本当だとすると、議会の論議が全てになっちゃうんですよ。

<佐野氏>

だから決まってるならね、付帯決議だって出せないわけなんですよ。だってもう計画決まってるわけだから。川崎市議会がまだ決まってないって言うから、ね。今後、商業者はじめ、地域住民の声をちゃんとふまえた計画として欲しいと、いう付帯決議がついたわけですよ。

<秘書>

計画をきめたわけですよ、

<県 2>

条例化したんですよ。

<渡辺>

いや、だから今の話だとね、決めたのは議会だけでも、どうでもよくなるわけ。

<佐野氏>

和田さんが。和田さん。ちょっと待って下さい。和田さんね、そうしたらですよ。エスパね、今、商業施設があるんですよ。実際稼働している商業施設、明日店辞めてね、この計画に従って、全部取り壊しなさいって言うってことと同じ事ですよ。だって道路計画が決まって、決まったんですよ。

<渡辺>

葵精機だって立ち退かなければいけない。

<秘書>

あそこだって、そんな事言ったらエスパの向こうの・・・

<県議 2>

葵精機？

<渡辺>

うん。角の工場です。

<県 2>

あれは口語湯地域もままですよ。

(1、15、21)

<渡辺>

いやだけどあれは道の拡幅にあたってるんですよ。

<県 2>

あたってないよ。

<渡辺>

あたってますよ。だから、

< 県 2 >

ああ、小さなところね。

< 渡辺 >

そうですよ。

< 佐野氏 >

そんな決まってるでしょなんて言えない…。

< 県 2 >

それは教育する立場だからですよ…県が…用地を、

< 佐野氏 >

だから都市計画ってのは網がかけられると。

< 県 2 >

できる時と、できない時がありますよ。家に住んで毒の入った、毒殺にはできない。ただ県で今使っていない施設、それで協力できるならしない手はない。

< 秘書 >

あのね、将来を含めてね。いずれにしても市が都市計画決めたにしても、まあタイムラグな話は別としても、市が決めたんだけど、住民がいるまだ問題があるっていうふうに、直に言ってくるわけですよね。陳情も出てるし、何もでてるんだし。

< 県 1 >

それは違う…、

< 秘書 >

ただ、県はね、県の立場で市が決めたけれど、順にいろいろ言ってるけれど、あの県としてね、じゃあ、でも大丈夫かと。

< 県 1 >

いや、あくまで地権者ですから。

< 秘書 >

だから、市がね、これをきちっと遂行できるまでは、ちょっとこの除却も含めてね、ちょっと待とう、というスタンスはないのかっていう事だと思うんですよ。

< 渡辺 >

んー、やっぱ住民が10年使った後にね、例えば売却するにも遅くないでしょっていう。別に土地が蒸発して消え

るわけじゃないから。あの、それを言ってるわけですよ。

<佐野氏>

それとね川崎市が全部責任あるなら、そういうふうに言ってもらえればいいんです。全部責任はこの土地は全部川崎の責任なんだと。もう街づくりとして決めたんだから、もううちは従うまでだと。ね。だってそしたらもうなんのあれもなく、私は川崎市に対していろいろ意見が言えるんです。川崎市はあれは県の土地、施設、県のものですから、県の意向に従うざるをえないんです。用途、用途は決めましたけれどね

<県 1>

今まではね、一地権者でね、一地権者の立場で、市が決められた街づくりに協力しようと。いや協力しない地権者はいるかもしれませんよね。事実上は。そしたら最終的には収用に図ると。そういう順序じゃないかと。

<佐野氏>

で、県は収用にかけてまで、やるかどうかですよ。

<県 1>

そのつもりはないですね。前々から市から要望をいただいてる中で、県は県として、市の街づくりが、市がこういう絵を描くのであれば、それは協力していきましよう。

<佐野氏>

いいんですよ。それはいいんですよ。それは別になんも、私は異論を唱えてないです。ただ、今そう言ってるように、将来そういう街づくりに協力するとしても、今ある施設をね、活用できるじゃないですかと。

<県 1>

うん。だから、あの…

<佐野氏>

できますよね。

<県 1>

暫定利用のご提案という風に、理解してますといってる通りで、そこだと思うんですよ。ただ街づくりだけじゃないでしょ、我々が理由として掲げてるのは他にも申し上げてるでしょ。それを総合的に勘案した上で、除却すると決めましたと。それは、9日に十分説明しました。

<渡辺>

いや、してもらってないよ。

<県 1>

それはただ、期待した答えが出てないから、そういうふうにおっしゃってるんでしょう。

<渡辺>

出席してない人もいるから、説明して欲しいんですよ。

< 県 1 >

それはそうかもしれませんが

< 渡辺 >

あのあれで、市民の皆さんにやったっていうのは、

< 県 1 >

市民だって、そんなこと言っただって、市民全員が出席できるまで、繰り返さなきゃいけない、じゃないですか。そんなことないですよ。

< 渡辺 >

少なくとも、もう1回はやってもらわないと。

< 佐野氏 >

もう1回やってほしいと。ということなんですよ。

< 渡辺 >

うん。言ってるんですよ。みんなが。

< 県 1 >

いやもう1回てのはですね、あの、9日の議論では、先生お聞きになったとおり・・・、

< 佐野氏 >

だから今言った議論が、全く出てないじゃないですか。

< 県 1 >

じゃないじゃないですか。詳細説明ができてないと。という話だけだと。

< 渡辺 >

いや、だけじゃないんですよ。

< 佐野氏 >

だって、狭めるのはそれはおかしいですよ。それはみなさん方のそういう狭めた判断ですよ。これ私達は別にそういうつもりで言ってるんじゃないんですよ。

< 県 1 >

だって期待した答えが出てこないから、っていう事だと思うんですけど。

< 渡辺 >

だって、期待したって、答えないんだもん。

< 県 1 >

いや十分答えてるつもりなんですけど。

< 県 2 >

そこは言っていないって言ってるだけなんじゃないんですか。

< 渡辺 >

違う違う違う。

< 県 1 >

そりゃ平行線ですよ、これは。

< 佐野氏 >

それはしょうがない。でもそれを、でも説明して欲しい、ってことで来てるんですから。

< 県 1 >

でもそれは、十分説明したつもりなんですけどねえ。

< 渡辺 >

いやそれは十分説明したかどうかってことは、あの、個人で判断する事じゃなくて、やっぱりみんながね。たくさん手紙が届いてると思いますけども。あのもう1回開いてくれって。やっぱりそれは、十分説明したつもりかもしれないけども。

< 佐野氏 >

この間の説明会でね、今言った系統的に、でてきてないんですよ。街づくりの問題が。防犯防火の問題。

< 県 1 >

いやそれは、我々ちゃんと説明したんですけどね。

< 渡辺 >

いや、土壌汚染はでてないけど、僕ら決めましたって。個人的な意見で決めましたみたいな話が聞いてますけど。

< 県 2 >

そんな事、我々言いましたっけ。

< 県 1 >

我々個人的に決められるわけじゃないじゃないですか。

< 佐野氏 >

いや、だからそういう個人的な…、

< 渡辺 >

じゃあ、じゃあね。誰とどういう会話があって、決めたのかって教えてくれればいいわけですよ。いつの時点で、こういう会議で、県の中でこういう総合的な事をね。

<県 1>

それは総合的に決めました、ということで、

<渡辺>

いやだから、そのどういう総合的なのかっていうのを一切言ってくれないんだもん。

<県 1>

いやそれしかないじゃないですか。政治的な政策ってねそういう事だと思うんですよ。

<渡辺>

我々ね、レポートで、そんなこと書いたらさ、一銭ももらえないですよ。県のレポートでね。総合的に考えてこうになりました、なんて言ったら、誰がそんなレポート受け取ってくれるんですか。

<県 1>

いや、なんかを勘案してとかね、賃借してとかいう言葉ありますよね。それで戻ってきたりするプロセスですよ。

<渡辺>

でもそんなレポートでさ、お金もらえないよね。我々コンサルとしては、ないよね我々。

<県 1>

それはプロセスですよ。せっかく決定に渡っても、結局普通のプロセスをたどってるというふうに、私達理解してるんですけどね。

<佐野氏>

もう1回。もう1回説明して欲しい、ということなんですよ。

<県 1>

いやだからそれは、今ここで議論してるのと同じ事を繰り返す。

<佐野氏>

いやだからここで議論してるのは私達との話なんですよ。

<県 1>

同じように、同じような話になるでしょう。この前の話、7月9日の状況。十分ご覧になっていただいて。あの、わざわざしていた。あんなの正常な説明会に、なってなかったですよ。

<渡辺>

いや、だからそれは、正常な答えをしてないからですよ。

<県 1>

それは…、繰り返しになりますけど、渡辺さんらに、期待する答えをできないからであって。

<渡辺>

いや、期待じゃなくて、答えないからですよ。そもそも。

<県 1>

それは十分説明してますよ？

<県 2>

説明の形でできないんだったら、意味ないよね。

<渡辺>

もしあれだったら、叫ぶなってんだったら、そういうふうにしますしね。

<県 1>

叫ばないのが正常かなんて、言わないですけども。そんな理解じゃないですけども。

<佐野氏>

どうしたら来てくれます？

<県 1>

どうしたらっていうか方法論よりもね、とりあえずは…、

<佐野氏>

たとえば、自然に、今じゃあ、じゃあ質問項目を。あの室長さんなんかがよく言ってるのは、こういう質問を、に対してちゃんと答えてほしいと。というようなのが、もしあればね。

<県 1>

お手紙いただいて、それは…、

<渡辺>

うん。だってそれは答えてないもん。もう完全に証拠としてありますけどね。

<佐野氏>

だってそれは個人的な話でしょ。だって私達が使うからって言ってね。

<県 1>

だってそういう風を書いてあるでしょ。

<佐野氏>

それは個人に対する回答でしょ。

< 県 1 >

いやだから、出席できなかった人の為の。

< 佐野氏 >

それをみなさんに説明すればいいじゃないですか。

< 渡辺 >

みんなもう1回出せって言ってますよ。ちゃんと答えてないから。

< 県 1 >

いやそれは出していただければ、それはお答えして。

< 渡辺 >

いやまた、違う回答がくるんだもん。それ延々にやってるだけだからね。

< 佐野氏 >

そういうふうにある程度質問をしぼってね、これでじゃあ答えて下さいっていうね、ふうにしたら、来てくれますか？

< 県 1 >

いや、だから同じと思うんですよ先生。

< 佐野氏 >

いやいやいや。さっき、だから質問が不静聴だからこれないっておっしゃったよね。だったらそういうふうの説明質問を、ね。質問をある程度限定して、じゃあ、これに、ちゃんと答えて下さいと。と言われたら、ちゃんとこちらも静粛に、皆さん方の回答を静粛に伺ってね。それでもし、それに関連する質問があれば、その場でやりとりすると。それはどうですか。で、じゃあ例えばね、譲歩して、時間もある程度限定して、やると。

< 県 1 >

いや時間はその、先生は譲歩って言葉お使いになりますけど、長くなるのがどうこう、って話じゃなくて、説明しなければいけないのであれば、十分説明したいつもりですよ。

< 佐野氏 渡辺 >

はい。お願いします。

< 県 1 >

はい。で十分説明したつもりでいます。で、これ以上説明することはない、です。

< 渡辺 >

いやだってもっと聞きたい人はいますから。たくさん。

< 県 1 >

同じ事を説明するしかないんですよ。

<渡辺>

いや、だって毎回違う事説明してるんだもん。

<県 1>

毎回違うってことはないでしょ。

<佐野氏>

ちょっと待って下さい。いやだから、質問は事前にお出しすると。ね。こういう内容で…、

<県 1>

それは知事への手紙でもなんでもいいですけど。出していただければ、それは。

<佐野氏>

それを集会の前に、説明すればいいじゃないですか。なんで聞かないんですか。

<渡辺>

なんで、じゃあ私ら、来たやつ全員に配んなきゃいけないんですか、私らが。

<県 1>

いや、そこまで言ってませんよ。うちは。あの質問があるんであれば…、

<佐野氏>

今言ったようなやりかたをすればね、単純にできるわけですよ。で、要は室長さんが来てくれるのは、もう日程を調節すれば来てくれるのです。ただその時に、今言ったように、室長さんだけが来られてね、あの一、他の部分について全く答えられないと。いうことになれば、それは室長さん…要は個人のね、そういう、なんていうんですか、あの、室長さんだけをね、矢面に立たせるということになるわけですよ。だから今言ってるように、質問を、じゃあ、ある程度限定すると。ね。それについて、それだったら室長さんのところにも、ちゃんとそういうふうにするってことになりますけど、その上で、日にちを調整していただいて来ていただくと。ということまで、お願いしてるんですけども。ね。そうすれば、だって室長さんの顔も立つし。

<渡辺>

本当は、次の日に、日程をみなさんに知らせるって、まあ新聞社も待ってたわけですけども。約束してくれたんですよ。それで日程としては、次の1週間の中で何案か出すと。そこまで、約束していただいてたんですけども。

<佐野氏>

どうですかね。お願いできますかね。

<県 1>

同じ事繰り返すだけだと思うんですけどね、

<渡辺>

いやそれでもいいですよ。ちゃんと質問出しますから。

<県 1>

必要性は、私達感じてないんです。

<佐野氏>

いや、皆さん方が、必要性を感じるか感じないかで判断されちゃ、困るんですよ。県民に説明責任であるわけですから、要請に対して、ちゃんと答えていただきたいんですよ。

<県 1>

説明責任という言葉を使うのであればね、説明責任を果たしたつもりでいます。それは果たしてないって言うのであれば、それは限界かもしれません。

<渡辺>

たくさんの方が望んでるんですよ。やってくれて。

<県 1>

だってそれは、突き詰めれば、見解の相違ですね、なんていう話かもしれませんが、そんな事言ったってねえ、まあ。私達は十分説明したでしょ。ここでやってんのと同じ事を繰り返してもしょうがない。7月9日には十分説明しましたし。

<佐野氏>

小田の町内会長1人の電話でやったわけでしょ、同じ説明会を。

<県 1>

それは知りませんよ。

<渡辺>

なんで知らないんですか。

<県 1>

それは教育の話でしょ。土壌の話じゃないですかねえ。

<渡辺>

土壌ですよ。土壌の話。でまた、みんな違う課も来たわけで、市も来たわけで。同じように。あの13日の話ね。

<県 2>

要は、教育課に呼ばれて行った。それだけの話ですよ。

<県 1>

そこは、私達知らないんですけど。

< 県 2 >

県は、どういう中身で、どういう風にやったっていう、

< 渡辺 >

でもそれを、その結果をね、議会で言って、可決に至らしたわけだから、知らないじゃすまされないわけですよ
ね。

< 県 1 >

いろんな意見をね、聞いてますよ。

< 渡辺 >

しかも、しかも、デタラメな資料を使って、やってたわけですよ。だからこれはねえ・・・、

< 県 1 >

デタラメな資料って。

< 県 2 >

それは結果的に、やっぱりそうなっちゃいますから、言ってもしょうがないと思います。

< 佐野氏 >

見解の相違ですまないで、もう1回ね。和田さん、じゃなくて室長須山さん。そうですね。須山室長さんが、来てくれると言う事なんで、一緒に来て欲しいと。で、今言ったように、その説明したって同じ事の繰り返しだという事であれば、質問をね。

< 県 1 >

私達も託しましょうか？

< 佐野氏 >

そういうことじゃあ、だって室長さんに失礼じゃないですか。なんで課の部署の事まで調べなきゃならないんですか。答えなきゃならないんですか？

< 県 1 >

そうかもしれません。

< 佐野氏 >

だからね、どなたでもいいですよ。みなさんの課の部署の代表の方に来ていただいてね。事前に、だから、文書を出すって事まで言って、それでもよければね、そういう形にして、お答えいただくと。だって納得しないでしょ。そしたら新聞社からなにから、またこちらに伺ってね、こういう議論を延々と繰り返さなきゃいけないってなっちゃうんですよ。だから今日こうやって、わざわざ足を運んできたんですよ。

< 渡辺 >

いや、当分これやっていたかしないと、今度、新聞社連れてこなきゃならなくなるんですけど。

<佐野氏>

新聞社も、あの日同席してたんですから。で、状況を聞いて、これはひどいですねえ、と。県はなんでああいうふうにはぐらかすんですかね。と私に言うんですから。新聞社が。

<県 1>

新聞社…誰ですか。

<佐野氏>

それは言えませんけども。新聞社がそうやって次の日に記事に書くわけですよ。ね、だから、

<県 1>

28日読みましたけど、そんなこと書いてありましたっけ。

<佐野氏>

いや、だからそれは個人的な見解で、その場にいた感想として私に述べてましたけど。

<渡辺>

開く事に約束してくれたって話、書いてありましたよね。

<県 1>

17日の翌日にですか…17日は、私いませんけども、

<佐野氏>

だから、そういうことで新聞社も期待してるんですよ。いつ開いてくれるのか。

<渡辺>

でも同じ県の職員の方が、室長さんが、約束した事ですからね。それをやっぱり破らせるってのは、よくないと思うんですけども。

<県 1>

いやそれは…、

<佐野氏>

いやだから、だから、いいんですよ。

<県 1>

須山室長はね、先ほど申しあげましたけれども、17日に、土壌汚染の詳細結果を説明する場だったんだけど、剣持代理ですかね、十分説明できなかったと、いうことで、やむをえず、じゃもう一度、っていうお答えをしたのかもしれません。

<佐野氏>

それはだから室長さんの判断だから、だからそれは開くのは室長さんの判断だから。いや、土壤の話で…、

<県 1>

土壤の話で、もう一回やらせてもらえるかなって。

<佐野氏>

土壤の話だけじゃないから、いや室長さんは土壤ですよ。室長さんは関係している部署は、土壤の話ですよ。ただこないだの話は、それではすまないと。

ね、皆さんがたにも出席して欲しいと、私は、個人的な認識かもしれませんが、こないだあの場で 10 時半までかかってね、次回やろうって話した時には、皆さんに出てほしいと、言いましたよね。今日これで納得しないから、

<佐野氏>

したのは、今日説明は私の方は十分にさせていただきました。でも来るこないというのは、その場では、おっしゃらなかった。

<県 1>

いや、言いました。

<佐野氏>

だけど、私はね、今日説明しても、説明が終わったということであっても、次来て欲しいと、言いましたよね。

<県 1>

それは聞きました、でもお断りしました。

<佐野氏>

断りは、私は聞いていません、その時に、断るタイミングかどうか知りませんが、中村さんが、私が、それをまとめます、と言って出ましたよね、中村さんが。若い中村さんが、それで全ての部署を全部取り仕切ってやってくれと、いう認識を持ったんです。

<県 1>

中村さんは、私が誘導したわけではなくて。

<佐野氏>

いや、そうです。だからそれは、開元さんの責任じゃない。それは確かに、中村氏が、出しゃばって言った事かもしれない。だけど、そうやって、私が取り仕切るとおっしゃって、名刺までいただいたんです。だからそのあと、中村さんとやり取りして、日程を調整したんです。だから当日まで、私はみなさんがたも出席してくれるものだと思ってたわけですよ。で、事前にね、事前にですよ、日程調整した時に来れないんだったら、聞けば、私は、なぜ来れないんですか、っていうまたこういうやり取りをさせていただきました。だけど、当日まで来ると思って、当日の昼間聞いてね、で慌てて、山本さんからお問い合わせいったと思いますけれど。あの12日の日、なんで来れないんですか、と事務局のうちの河野さんの方から、電話いったと思いますけど、そういうことで、こないだね、お話

したんですよ。

だから、須山室長さんだけ来ればすむっていう話じゃあないんです。今回は。それでわざわざ、今日お願いにきたんですよ。

次回もう1回説明会を…、

< 県 1 >

約束は、そこは双方の認識の相違があって…、先生は財産管理課が来るって…、私は先生にお断りしたつもりでいましたんで。

< 佐野氏 >

つもりですよ。でも確率的に100%という…、

< 県 2 >

断りましたよ。

< 佐野氏 >

断りましたよって、あんた、身内をかばって言うんじゃないですよ。客観的に、第三者が、そういうこと聞いていないじゃないですか。

< 県 2 >

いやでもその話しても…、

< 佐野氏 >

いやだからいいんです、それは今いった事になるんで。今日だからわざわざきて。

< 県 1 >

その事とね

< 佐野氏 >

だからいいですから、次回ね、須山さんが来る…、

< 県 1 >

どうつながってきますか。二回目、財産管理課が出る出ないっていう話と、今度、須山室長が説明する機会に、私達が出る出ないっていう話が、どうつながって、

< 佐野氏 >

だから、説明して欲しいって事なんですよ。

< 渡辺 >

私からもお願いしたい…、

< 県 1 >

だからそれはもう私達は十分説明しました。

だからもう、見解それで終わっちゃうかもしれません。十分説明しました。

<佐野氏>

だから、なんで出れないんですか、って。

<渡辺>

だから説明して欲しい、もう一回。

<県 1>

期待している答えが、出てこないからでしょ

<佐野氏>

それはだから、開元さんの判断でしょ。

<県 1>

いや、私はそう思いますよ。

<佐野氏>

いや、開元さんの判断ですよ。ただ、私達がそうじゃない。

先ほどからいってるように、単純ですよ。その3つの、自分達の判断したものについて、総合的じゃなくて、そこをもう少し、このたとえば土壌汚染についても解体する方法としないで残す方法を、十分検討したんですと。してるんですか、していないんですか。しないで、全部土壌汚染出たから壊さなきゃいけないっていう結論になるのか、ですよ。それと、防犯にしたって、防犯防犯って言ったら、それこそ他の学校全部、防犯の問題ってるんですよ。だからたとえば、今言ったようにお金が効かないで、防犯でできる方法を含めて検討したけど、やっぱりこれは壊さなきゃいけない。となっているならなっていると説明していただければいいわけですよ。で、街づくりについても将来川崎が、もう道路計画があつてこういう風になるっていうことだから、もうそれは対応スケジュールからいったら、この時点で壊さなきゃいけない。土壌汚染対策したら、21年後以降にもっと計画を進めていかなければいけない、というふうになっている。ということであれば、なっている、というふうに説明していただければいいわけです。それだけなんですよ。

<渡辺>

このままいくと、いつから壊し始めるんですか。

<県 2>

うちは依頼されたただけだから、まだわからないですけど。

<渡辺>

いや、なんか最初の説明会は9月です、とはっきり言ってたと思うんですけど。

<県 1>

事務手続きは、進めているんですけど

< 県 2 >

だから9月になるか、10月になるか、そのあたりは定かじゃないんでね。

< 県 1 >

事務手続きは、進めています。

< 渡辺 >

見積もりしてる業者は知っているんですけど。私らは業界の人間だから、そういう情報がすぐ入ってくるんですけど。あの、解体費、

< 県 2 >

あー、設計したって人。

< 渡辺 >

いえ、違います。施工者です、ゼネコンです。

< 県 2 >

それは知らないです、こちらもね。

< 渡辺 >

でも当然、見積もるのに、何社か出すわけでしょ。

< 県 2 >

いえ、それはこちらでやっていませんから。

< 佐野氏 >

まあとにかく、その話になるとまた時間経つんでね、ちょっとだから、もう一度、一緒に今言ったように、例えば事前に…

< 県 1 >

それはね、申し訳ないですけど、同じ事の繰り返しであって、お断りしないといけないと思っていますので

< 渡辺 >

なんでですか。

< 県 1 >

いや、同じ事繰り返す、しかないんですよ。

< 渡辺 >

いや、それでもいいや、ほんとに、ほんとにやってもらいたい。

だから私じゃなくても、他の人が、聞きたい人いっぱいいますからね。まだその日出れなかった人、あの用事が

あつて出れなかった人。いっぱいいますからね。
で、あのこないだの町内会の人も…

< 県 1 >

いやそれは、私達がホームページに載せてもいいんですよ。あの県の考え方はこうです。っていうふうに。

< 渡辺 >

いや、じゃなくて、載つけるとしたら、何日に説明会開きますので、来て下さいっていうのを、載つけるべきだと思うんですけど。

< 県 1 >

いや、それは渡辺さんの御見解でしょう。あの、県の考え方は、いままで説明した以上のものはないんで、

< 渡辺 >

いや、考え方とね、あの…、

< 県 1 >

あのいろんなことを、総合的に、考えて、除却するということを、当局で考えましたと。
で、議会についても、その補正予算案で出させていただいて、議会で判断していただいた、陳情なり、もう議会で、判断していただいた。で、今こういう結果になっていますと。いう事なんですね。でそれは7月9日に説明したものを、以上のものをなんでもやって、以上でも以下でもやって…、

< 渡辺 >

だからその、本当に壊す理由になったことを、まあ、なんか未だにわかんないんだもん。私も。

< 県 1 >

いや、それはその項目ごとに、何点なんていうそういう、渡辺さんが御専門だとね、そういう個別のつくり評価というか…

< 渡辺 >

専門というか、まさにこれが専門なんですけども。そんな話はないですね。

< 県 1 >

政策決定にあたって、いろんなこと総合的に考え、評価して総合的に…、

< 渡辺 >

いやだから、少なくともじゃあコストはこうでありますって、例えばこの不安の内容がこうでございます。

< 佐野氏 >

総合的に判断する結論、要はだからね、例えばですよ、市民からしてみたら…

< 県 1 >

だからおっしゃってるのはあれでしょ、総合的に考えた、評価したって事の詳細の説明をしていただきたいってことですよ。

<佐野氏>

いや、だからそのね、なんで説明できないのか、まあ今日これでね、

<県 1>

説明できないなんていってませんよ、私達は。

<佐野氏>

じゃあ説明して下さいよ。もう一回。

<県 1>

十分説明したっていってんですよ。説明しないとできないとか……

<佐野氏>

だって、今言った事だけでも、お答えいただいてないじゃないですか。

<渡辺>

で、今日聞いただけの新しい事もありますしね。

<県 1>

今日の新しい事ってなんですかね。

14年の話ですかね。

<佐野氏>

いやだから、開元さんね、今言ったように、先程わたしが聞いた事を、含めてですね、お答えいただけないですよね。

<県 1>

ん？

<佐野氏>

さっきほら、言ったじゃないですか、その、もっと別な方法についても考えましたと。そういう経過があって、

<渡辺>

総合的に考えさせて……、

<佐野氏>

だから、それもじゃあ、具体的にどういう事を考えたのか、それもお示ししていただきたいんです。そうしないとなさね、どういう事になるかっていうと、総合的な判断の結論がね、解体するっていうことだけが先にあって、そのために後付けの理由は、でね、そういう風に説明して総合的な判断だっというふうにおっしゃってるんじゃないかって

ていうふうに、思われる方もいるわけですよ。そうなんですか、最終的に解体先にありきで…、

<県 1>

それはそちらさんの、先生方のね、

<佐野氏>

でもそれはおかしいじゃないですか。

<県 1>

違った見方ですよ。

<佐野氏>

いや違った見方じゃなくて、そういう誤解を与えるような説明では不十分ではないですか。

それは報告ですよ。だって、そういう風に決めました、っていうのは報告なんです、説明じゃないんですよ。説明っていうのは、説き明かすって書くんですよ。

ちゃんと、一つ一つそれをなんでこういう風に決めたのかっていうのを説き明かしてもらわなかったら、そりゃ説明じゃないじゃないですか。

<県 1>

十分、説き明かしたつもりでいるんです。

<佐野氏>

いやだから、それはおかしいですよ。

<県 1>

いやそれと、ね、防火・防犯もあるよね、土壌もあったよね。って和田がすっかり説明したじゃないですか、あの時。繰り返しなんですよ、だから。

<渡辺>

だからその、土壌もあったよね。っていうのは言ったけど、それが十分な説明なんですか、それ、学校で書いたって0点ですよ、それは。5点ももらえないですよ。

<県 1>

0点というのは、渡辺さんが評価すりゃ、0点かもしれませんけど。

<佐野氏>

まあだから、そういう議論してもしかたないので、もう一回だから説明して下さいっていうのを…、

<県 1>

申し訳ないですけどね、私達も十分説明したつもりでいますので、それは、お断りします。

<渡辺>

どうしたらいいんですか。あの、座り込めばいいんですか、こういうのはみんな来て。

< 県 1 >

いやそういう話じゃないでしょう、言う事聞かなければ、こうやってずっと突っ立っている。そういう事をおっしゃる。話にならないでしょうが、

< 渡辺 >

だってお願いできてるのに、断るっていうのは…、

< 佐野氏 >

まあじゃあ、それは置いといて、それは置いといて、もう一回やって下さいよ。

< 県 1 >

いや、十分説明したつもりでいるんですよ。私達。

< 佐野氏 >

例えばこちらにきてね、会議室をかりて集まったら、ご説明いただけますか。

< 県 1 >

いや、先ほども話したようにね、じゃあ怒鳴り込んできたら、説明していただけるのかってね…、

< 渡辺 >

いや、怒鳴り込んでなんて、言っていないじゃないですか。

< 県 1 >

座り込むのだって同じじゃないですか。

< 佐野氏 >

そうじゃなくて、会議室をちゃんと借りてね、わざわざこちらに足運んで、皆さん方の日程に合わせて。

< 県 1 >

いや、それはだって、個別にお手紙もらって説明するのも同じでしょ。

< 佐野氏 >

じゃあ、手紙出さなきゃ書いてくれないんですか。

じゃあ、手紙書いたら全部書いてくれますか。

< 県 1 >

説明責任は十分果たしたつもりでいますよ。ただ、その後に、事実として、手紙いただいていますよね、知事への手紙…、私の提案という形で。それはお答えしていますよね。

< 渡辺 >

説明不十分だからですね、みんな。

< 県 1 >

いや、説明不十分かどうかというのは、それぞれの御見解があるのでしょう。

それは、しょうがないとは思いますが。見解でそう言ってしまえば、それまでかもしれません。

< 佐野氏 >

たとえばね、説明できないのは、なんか理由があるんですか。

< 県 1 >

説明できないなんて、言っていないんじゃないですか。

< 佐野氏 >

説明できるならして下さいよ。

< 県 1 >

だからもう十分説明しました。

< 佐野氏 >

これ以上やるな。という圧力がかかっているのか。

< 県 1 >

それは、ない。

< 佐野氏 >

ないですね。

< 県 1 >

そんなことはないですよ。

< 佐野氏 >

して下さいよ、そうしたら。

< 県 1 >

いや、あの十分説明したつもりでいますので、っていう事をお話して、だからこれ以上やってください、って言われても、お断りしますとしか言えない。

< 佐野氏 >

説明じゃなくて報告でしょ、それに県の方向性について、お示しただけですよ。その示されたものについて、理解できないことについては、ちゃんとお答えいただいてないんですよ。総合的に判断したって、その総合的な中身がなんですか、っていう単純な御質問に対しても、それは総合的な判断ですと。

<県 1>

いや、だからそれ以上のものは何もない。

<佐野氏>

それっておかしいですよ。

<県 1>

だから、細かいそのね、渡辺さんがおっしゃっているような、また繰り返すけど、

<佐野氏>

言えない事情があるんですよ。

<県 1>

だからない、ないですよ。それを評価して何点何点と…、

<渡辺>

止めましょうかって、うってってない。項目もれ…、

<佐野氏>

渡辺さんの、そういう項目ごとにね、

<県 1>

コストパフォーマンスがあって、それぞれ項目ごとに、何らか比較考慮があって、結果として、答えはこっちでした。

<佐野氏>

いやだからね、いいんですよ。そしたら開元さんたちの部署の考え方で、だから勘案を…

<県 1>

逆に効果を、逆に考えていただいて、と言っていくしかないです。

<渡辺>

こういう回答でいいのか。

<佐野氏>

そしたらね、総合的にっていう言い方を使えば、どんな事だってできるってことになっちゃうんですよ。県民の財産を。

<県 1>

それはあの、先生方から点数をつけていただければ、それは0点とおっしゃるのかもしれませんが。

<佐野氏>

いや、0点じゃなくて、今言ってるのはそういう事じゃなくて、そういう事を別に言ってるんじゃないくてね、私達とはとにかくだから、先程から言っているように、納得できないと、今の状況ではね。

<県 1>

いや、それはね、さっきから言ってるじゃないですか。納得できるとこまでいかないでしょ。だって、絶対。

<佐野氏>

その納得っていうのは、

<県 1>

求めてる答えが違うんですか、引くわけじゃないんですか。

<佐野氏>

それはそういう思いの人達もいますけど、ただ中には、中にはね、それだけじゃないわけですよ、こないだ来た人たちは。いろんな意見をもって、いろんな立場でいるんですよ。

<県 1>

それは分かります。それは一般的に分かる。

<佐野氏>

そうですね、その人達に対して、今の説明が、一般的に考えても理解できないですよ。要は普通の、壊すんだか土壤汚染心配されている方も。

<県 1>

いると思いますよ。

<佐野氏>

今の説明で

<県 1>

要するに、土壤汚染なんか、どうでもいいって思う方も、もしくはいるかもしれません。

<佐野氏>

そうですね、そういう方も含めて、今の、総括、総合的に判断して、って言う事だけで片付けられちゃったら、

<渡辺>

私ね、最初の段階で、内閣府にも文部省にも厚生省にも行ったんですよ。今どういう方針なんですか、国は。やっぱり建てたものは有効利用するのが当たり前でしょう、だから、こういう助成金もあって例えば有効利用するなら、2億4千万返さなくてもいいですよ。そういうこともやってます、国では。で、自治体にも呼び掛けていますと、そういうところから私は入ってるんで、だから総合的に、っていう判断は、そういうところからするべきなんじゃないかな、って思うんですよね。だから自治体の立場としては、税金は、一度預かった税金は大事に使うと。

< 県 1 >

大事に使わせてもらってるつもりですけどね、私達は。

< 渡辺 >

だからね、そのね、説得がね、説得としては、やっぱり国の、国から私らが聞いた、私達が聞いた話とも違うし、だからこういう質問をさせていただいているんですけども。あと、知事さんも出しているマニフェストにも、ちゃんと廃校利用の話もされてるわけでね、それを、こういう理由で、じゃあ知事さんのマニフェストはここではやらないと、または文部省からも、こう言われているけど、これはまあ、7億7千万ドブに捨てても、これは壊した方がいいんだと、あの、国から推奨されてるけど、壊した方がいいんだ、とその辺の説明がどうも来ないわけですね。あの、一般にコンパクトシティとかいろいろ言われて、もう経済一本じゃダメなんだ、って、それをやってきて、赤字になっているって状況もありますしね。

私はあの技術士を取る時に、その辺は随分学んだんですけどね、いろんな人から。

でそのやっぱり県として黒字にするには、やっぱり今のまんまの運営の仕方じゃただ売っても、そのお金で、違うものに使うっていうんじゃ、やっぱり有効活用されないから、福祉とかいろいろ費用がかかってきちゃうわけですね。だからそれは、その財産管理課は、来たら、壊すのが仕事だからって言われちゃうと、やっぱりそれは総合的な判断にならないと思うんですよね。

< 県 1 >

壊すのが仕事…、

< 県 2 >

まあ、うちは跡地を処分するのは…、

< 渡辺 >

そうですね。

< 佐野氏 >

だからそういう部署なんですよ。今言った跡地を、例えば今私達が色々と提案しているような事を含めて、総合的に判断できないのが、ここなんです。

< 県 2 >

総合的に判断って言われると、

< 佐野氏 >

いやいや、いいんです。

< 県 2 >

だから違いますよ、ですから県の施策の比較になるかならないかっていうのは、

< 佐野氏 >

判断できるんですか。

< 県 2 >

そこはうちが判断できるわけがない。それはもうご存じじゃないんですか

< 佐野氏 >

じゃあどこなんですか、

< 県 2 >

それこそあれじゃないですか、施策に関わる部門ってことなんじゃないですか。

< 佐野氏 >

そりゃあ川崎は川崎ですけど、私はお聞きしているのはね、皆さん方の部署

はそういう判断をできないんですか、できないところに、だってやりとりしたってしょうがない、だからそういうところをちゃんとその時に説明していただければいいわけですよ。うちはそんなこと言われたって、県が決めた、県がある程度部署の中で決まった方針に従って、その土地を処分するための部署なんです。

< 県 2 >

視察と一緒に聞いてきましたよね、私どもと。まず最初に県の皆さん方、それから市長さん、地元市長さんに…。ですから言ってますように、施策が効いてきますよね。私共の方に。まず最初に、県の中で地元市町村にも全部データを取ってますよね。

< 佐野氏 >

その答えはどうなんですか。

< 県 2 >

事務は決まっています。ですから、例えば、まずデータは取らなくちゃいけない、当たり前です。

< 佐野氏 >

だから単純に答えて下さい。単純に、だから今言ったようにね、もう県の方としては、ここの部署に、その財産が、この管理がうつった場合には、この土地はもう売却処分の方で、今言ったように解体しても、そういう方向に進めなきゃいけない。そのための手続きをやる部署なんです。ということなんですか、ということなんです。

< 県 2 >

基本的にはそうですね。で、あの、もちろんそれやるにしても準備がいりますから、当然、県が…、それは調査します。で、今度県が使わない場合は市が使うかどうか調査します。ヒアリングもします。で、そこで全く何もなかったのが、川崎南なんです。で、そんななかでできた、

< 佐野氏 >

経過はいいです、だから例えば、今言ったように暫定で、こちらがさっきから言ってるように、暫定利用したいっていうことは、一切、その部署の判断の範疇じゃないと。

< 県 1 >

暫定利用は別ですよ。暫定利用はこちらでも大丈夫、それであんなやってますから、ただそういう風に言いました

けど、暫定と言っても、壊すまでですよ。

<佐野氏>

だから、こっち側に色々ご意見は言って提案していただいて、それに対して答えは、…

<渡辺>

まあでも、壊すまで、っていうのは時間は決まっていないでしょ。

<県 2>

いや、こりやもうなるべく早くやるのは当然ですよ。

それだけもう手間がかかって…

<佐野氏>

暫定利用をもし方針で決めた場合には、それは暫定利用期間の間の…

<県 2>

ちなみに聞きますけども…今ちよつと語弊があると思うんです。

川崎南の場合には、暫定機能かつ高校をやっていました。ですから、16年終わってから、途中までの間、暫定要素なんですよ。それが暫定利用です。

<佐野氏>

ええ、いいんです

<県議 1>

今も淡々と、事務を執行するだけです

<佐野氏>

こちらの部署としては、今言った暫定利用なんかを提案についても、

<県 1>

それは受けない。

<川崎>

あ、じゃあどこで受けるの。

<県 1>

その利用の中身ですよ。

<渡辺>

それは記事するもんなんすか。

<県 1>

いやだから何をやるかですよ。何のために使わせて欲しいか、それはそれぞれの部署で

< 県 1 >

いやそれはいただければちゃんとセクションに送って、ふられて、正しくふられて、

< 渡辺 >

ホントはもう、2年前に正式に生きていたんですよね。

< 県 1 >

市のなかで担当部局に送って、

< 渡辺 >

うん、そうそう、あの浜川崎拠点活性検討会って、県もでてる、区長もでてる、っていう会議だったんですね。そこで正式に出して、正式に受け取りました。

ってそこで、今福さんと井上さん。あの臨海部活性化推進室。あの、聞いてみて下さい。で…で来たらそんなの提案書全く無駄だ、って言われた、正式に検討しますっていつてくれたんだけど、内部じゃ検討してくれなかった。

< 佐野氏 >

例えば川崎で言うと、総合区画局とか、そういうところがそういう判断をするわけです。企画調整を。その企画調整の部署ではないと…、

県の機構は私市会なんでわからないんですけど、なんでこんなこと言ってるかというね、

< 県議 1 >

どこに言えばいいとか。

< 佐野氏 >

いいえ、そうじゃなくて、説明会開くってね、いろんなこういう話を、皆さん方出されたものを判断するだけの権限しかもっていないということであるならばね、皆さん方にいくら説明を聞いても、県が一方的な方針を、

< 県 1 >

出されたものは、それぞれの部局が、それぞれ受け止めてもらう。

< 佐野氏 >

で、たとえば川崎市でいう総合企画局的な、判断って言うのはどこがするんですか。例えばこの公共施設について。皆さん方が別にそれを権限をもっていない。

< 県 1 >

だからそれぞれの部、でしょう。

< 佐野氏 >

その取りまとめる機関ってのはないんですか。総合企画局的なところはないんですか。

<渡辺>

あります。

<佐野氏>

それがだから、今南の渡田地区、例えば街づくり局の神奈川推進室と…、

<川崎>

いや、本当は、区長さんがやろうって言い出したんですよ。総合企画局の局長さんが毎日手伝って、南校のイベントやってたんですよ。みんなで使ってこうって。で、今年の政策研究会でも、筆頭に出てるのが、廃校利用なんですよ。廃校を利用して、いろんな活動を地域で盛り立てていこう。っていうのを、同じ課で作っているんですよ。レポート、もう出来てきましたけども、最近。市の、多分、地下で売ってます。それは。

<県 2>

そういう、とりまとめて、いろいろ判断できる、部署でなければね、辛いですよ。別に、うちがその決めた事じゃないのに、県の方針だけを皆さんに説明するとなったら、もう総合的に判断しまして、って言う話しかできないわけですよ。

<佐野氏>

いや、要は、それは川崎南の場合だけですよ、だから要は、何にもそういった施策がなかった、ということですよ、県の中で。

<渡辺>

あった。

<佐野氏>

それで、和田さんのところで判断されたんですか、そういう。最終的には。

<渡辺>

いや、ただなんかねえ、

<佐野氏>

やっぱりあなたに来ていただいて、

<渡辺>

いや、だから一番我々がやっていただきたいのはね、多分、急がないっていうのは、どうもなんとなく我々はわかったんですけどね、急ぐ必要はないとかむちゃむちゃ急ぐ必要はない、誰も死人が出るわけじゃない。だから今からでも、検討できることをみんなやってね、あの、一緒にやりたいな、っていうことが本筋なんですよ。できるだけ、あの、市民のかたと一緒に、この選択肢はちよつとな、じゃあお前一千万だせんのか、あー、出せません。じゃあやっぱりだめだ。とか。っていうのをやってもいいんじゃないかな。っていうことなんですよ。あの、その比較検討も含めてね、

<県 1>

それは前々からいただいて…

<渡辺>

そうです。だから、それはたぶんやられてないんでしょうから、我々でやれる部分はね、

<県 1>

ご提案を採用できなかった、っていう部分をご理解いただけるというか、よろしいかと思うんですよ。

<川崎>

んー、いや、それでもいいんですけども、だからこれから、今出てるわけですから、あの本当にやろうと思えば、明日からでも、あの、みんないろんな有効活用できるわけなんですよ。だからそれをね、一緒に、例えば半年、時間いただけるなら、本当に原点に立ち戻って、やっても、私は物理的にはできるんじゃないかな、という。で、もし、その防犯上心配だっていうんでも、ホントに、みんなボランティアで泊まり込む、って言ってますからね。それでもよろしいですし、本当にあの、エレベーターつけて欲しいって言えば、みんなでお金集めるって言ってますしね、数千万。そうまでしてやっぱり、価値のある建物だと思うんですよ。

<佐野氏>

そういう提案は、まあそういう提案のひとつとしてね、今回言ってるのはだから説明会に、来ていただきたい。最初に戻りますけど、それだけなんですよ。

<県 1>

それはやっぱ、申し訳ないけどお断り、しますっていう話なんですね。
で、十分、理由は今言った通りなんですけどね。

<秘書>

県としては、財産管理課としては、推進の方の、学び舎の方の室長が、今度やれるにも関わらず、みんな説明して欲しいって説明会的なものは、もう一切する必要はないと、

<県 1>

考えています。それはなぜかと言うと、今申し上げた通り、理由は説明しました、と。それぞれ、こう、その後私の提案とか、いただいていますよ。それにも、十分お答えしているつもりです。

<佐野氏>

最終的に、もう説明が足りてないから、住民の方がいろいろ成るんですよ。実はね。

<県 1>

それはだから、さっきから申し上げている通り、私達が答える事が期待している答えじゃないんでしょう。まあそういうことですよ、だから、まだまだ不十分だと。

<秘書>

1人か2人の人なら、そういうことがまあ、公共の観点から、まあそりゃあ無理だよってこともあるけども、その地域全体にとってね、大きな声になってきても、説明はする必要ないと、もうやるべき事はやり尽くしたと。それ以上のこ

とは私ら県民が何をしても構いませんと、関係ありませんっていうふうに、なっちゃったらまずいですよね、県の立場としては。市の問題はあっても。

<県 1>

十分説明したつもりでいる、ということしかないんですよ。そういう風にご理解頂きたいんですけど…、

<秘書>

じゃあどうします。

<佐野氏>

あの、河野さん、県会議員の河野さんに説明していただきたい。ということで、それに市民が同席すると。という形の説明会ってのは出来ないんですか。

<県 1>

河野先生には、あの、控え室で説明しました。

<佐野氏>

いや、しましたじゃなくて。改めて、こういう質問を住民が抱いてる事について、河野さんに聞いたってわかんないですよ。それを、河野さんを通じて、住民のこういう質問に対して、説明すると。それについて、同席をすると。

<県 1>

いや、河野先生には、控え室で説明するのはやぶさかでないんですけど、ここで言ったのと同じような事しかないんですよ。だからそれは、同じ事をまた言うだけですから。

<佐野氏>

でもそれは出来るんですよ。説明は出来ますよね

<県 1>

河野先生に…、

<佐野氏>

控え室じゃなくて、会議室でもいいですけど、

<県 1>

いや、それはだから方法が違うだけですから、

<佐野氏>

だって説明するんだから、

<県 1>

さらに説明する…住民の方々にはこれ以上説明する必要はないと。十分説明責任は果たしました、という風に私たちは考えていますので。

<佐野氏>

でも皆さん方が判断するんじゃないくて、住民が、納得してないから説明してくれってのは普通…、

<県 1>

そこはまあ、確かに見解の相違かもしれない。

<佐野氏>

いや、見解の相違じゃなくて、それが、説明責任を果たすって事なんじゃないですかね。どこでもそうやってね、一回開いて、全くもう、その色々ご意見あっても、もうしませんと、毎回そういう形で説明会ってのは行われてるんですか。県ってのは、一方的にそうやって自分たちの見解を述べて、で、まあ色々やりとりやりしましたが、それでも、おしまいだと。まあ、失礼ですけどアリバイ的に開催をされて、今までもそうやってやってこられたんですか。今までもそういう…、

<県 1>

そんな話は、していないじゃないですか。

<佐野氏>

そうですね。だからケースバイケースですよね。

<県 1>

はい、そうですね。

<佐野氏>

ケースバイケースで、説明が必要なところはする。で、いいんですよね。

<県 1>

聞きました、これは聞きました。済んだ、という風に考えていますね。

<渡辺>

アリバイ的なのは、したかもしれないけれども、やっぱり内容的には…、

<県 1>

アリバイなんて、言うつもりは全くないですよ。

<佐野氏>

いやそれはいいんですよ、説明は、いや、説明というか報告、要は県としての今までの経過と…、

<県 1>

先生のお言葉を借りれば、説き明かしてますけど。

<佐野氏>

経過と、経過と方針については、お話しはしていただきましたけれども、それに対してのこちらからの質問に対して

は、お答えが十分じゃないと。

<渡辺>

やっぱり最初に出たときに、みんな初めて聞いた話が多くてね、それに対して、また疑問がでてきて、答えられずに終わったわけですよね、1回目は。だからそのみなさんがでてきた…、

<県 1>

答えられなかった、ということはないんじゃないかな。

<渡辺>

まあ、議事録を読めばわかると思うんですけど、

<県 1>

それはだから、土壌の詳細の話じゃないですかね。

<渡辺>

いや、その時に市も説明していますし、あの、財産管理課も説明していますね。

<県 1>

財産管理課の説明は、土壌とかそういうのはなかったと思うんですけど。

<渡辺>

いやいや、だからそれに対してまたいろんな質問ができたのに対して時間切れってことになったから、あの、もう一回頼むよって話になったわけですよね。

<県 1>

いやあの時は、またぶり返しですけど、土壌汚染の説明は不十分だ。ということだったら…、

<渡辺>

いやいや、市の説明に対しても、不十分だし、財産管理課…、一番わかんなかったのは、それをして、あの土壌が人体に害がないけど、壊すことに決めましたっていう、その論理がやっぱり一番わからないところで、やっぱりその、だからって、だからじゃなっていないからね、やっぱりじゃあ最初から決まっていたみたいにしは見えないよねって話になっちゃうんですよね。

<佐野氏>

例えば民間の土地でね、それぞれ自分たちが企業経営の方針を持って、民間、自分たちの土地をどう活用するっていうのは、そりゃあ、ある程度、やっぱ民間の企業に委ねられている部分はあるけれども。まあそれは、近隣の影響を与えない最小限の範囲で、っていうことにはなりますけども、今回の場合は県の財産だからこそ、これだけ、十分な説明を、って言ってるんですね。県の財産じゃなかったら、これは方針を聞いて、それはそういう方向でっていうのは、それはそれで受け止めざるを得ないですよね。でも県の施設だからこそ、なおかつ事前にね、あの施設は、多くの、要は県の中でこういう議論がまたされてきましたとかっていうのは、そんなのは市民は全然知らないですよ。あそこはもし廃校になったらね、将来福祉施設になるって

みんな思ってたからこそ、これだけやっぱり、何でなのっていう疑問が寄せられるわけですよ。それについて、皆さん方は説明しましたっておっしゃいますけど、地元でわたしが回ればね、十分な説明出来ないですよ。それでその人達に総合的な判断だからしょうがないんですっていう風に言うんですか。

例えばいろんなね、判断した上で、こういうことも判断してああいうことも判断たけどやっぱりここは壊さないと、次のステップに踏めないから、これは壊さざるを得ないんですよってことを、こういう風に県からちゃんと説明受けてますって、言えればね、市民もある程度納得できますけど、その総合的な中身がやっぱりわからなければ、説明のしようがないんですよ。だからこそ、先ほどからもう一度来て頂いて、そういう話をして欲しいと、私だけじゃなくて、他の議員さんだってね、街を歩けばそういう話になるわけですよ。だからこそ、皆さんに説明していただきたい。

< 県 1 >

まあ先生のお立場はあるでしょうけど、県は総合的に考えて、

< 佐野氏 >

その総合的な中身を教えてくださいよ。どういう総合的な事を判断されたのか今言ったような3つの、おおまかに言えば3つになるかもしれないんですけど。その大まかな3つが今言ったように…

< 県 1 >

だから総合的に考えて、そこはそれしかないでしょう。

< 佐野氏 >

ないでしょう、って私に同意求められても、

< 県 1 >

いや、市の政策決定するのもそうだと思いますけどね、県のこれも一つの政策ですけどね。総合的に考えました。

< 佐野氏 >

まああの、もうお昼時間も過ぎてますので、もう一度、でも検討してもらえませんか。今日は一応持ち帰って頂いて、結論をここで…

< 県 1 >

ん一、持ち帰っても変わらないとは思いますがね。やるかやらないかっていうことを持ち帰って…

< 佐野氏 >

もう一度検討していただきたい。

< 県 1 >

もう一回やるかどうかを…

< 佐野氏 >

やって頂きたい。やってほしいという要望について…

< 県 1 >

やってほしいという要望については、承りますよ。

< 佐野氏 >

そのことで再度、部内ですか課内ですか、皆さんの担当する中で議論して頂く、で、あの例えばこういう条件ならやりますよ、ということも含めて、じゃあ、していただいて結構ですから、そんな最初からやらないって言われちゃみなさんに申し訳ない、できないですから。

< 県 1 >

まあそれはね、せっかく先生も今日来て頂いたし、先生の立場もあるでしょうから、

< 佐野氏 >

で、それで、そしたらそれこそ私はもう手の届かない事になってしまうんでね、今日はだからこうやって、私が中に入った責任もあるから、こうやって足を運んできて、皆さんにお願いに来てるんですよ。だからこそ、そのちゃんとしたものをもって帰らないと子どもの使いになっちゃうんで、検討していただくうえで

< 県 1 >

まあご要望は承ります。もう一度ですか、開いてほしいってことを…

< 佐野氏 >

その結論をふまえてね、室長さんと日程を調整したいんですよ。

< 県 1 >

あー、それでその結論をお伝えすればよろしいですか。佐野先生のほうに。

< 佐野氏 >

んー、まあ来ると、来ていただくと、説明するという答え…

< 県 1 >

いや、それは先生が期待する答えですよ。その答えが出せるかどうかはわからない。で、いま私たちは説明してる通り、今県としては十分説明した、という風に理解していますので

< 渡辺 >

でもあの時に出席してた人は、そうは思っていないですよ、ほとんどの人は。

< 県 1 >

だから来てるんでしょう。

< 渡辺 >

そうです、そうです。

< 県 1 >

それに対して、ちゃんとお答えしてますよね。

< 渡辺 >

いや、それは答えになっていないですよ、みんなそれで理解する人、一人か、いないですよね。もう、こう答えられましたっていうしかなくてね。

< 県 1 >

まあそうだとするとね、説明会をしても同じでしょう。理解出来ないよってということしか…

< 渡辺 >

だってそれは説明する気がないってことじゃないですか、そうなるよ。

< 県 1 >

いや、それは違うと思いますけど。

< 渡辺 >

だから本当にいい判断であればね、本当に総合的に判断して…

< 県 1 >

いいかどうかっていうのはそちらのご見解…

< 渡辺 >

いや、だからそれを説明出来なくてどうしてみんなの税金を何十億も使ったり捨てたりするってのはね、ないと思うんですよね、やっぱりこういう理由だからみんなの税金を使わせてくれと

< 県 1 >

いやあの、繰り返しなんですけどね、今日佐野先生もう一度開いて欲しいって来たじゃないですか、それは受け止めますよ。それでまたお答えしますよね。

< 渡辺 >

いやだからその開かない、断るって答えは欲しくないんですね

< 県 1 >

いや、だからそういうこといったらしょうがないじゃないですか、求めてる答えしか出ないと…

< 渡辺 >

いや、だってそれお願いに来てるんですから、開いて下さいって…

< 県 1 >

だから、ご要望として今日は承りますよ、ってことを今言いましたよ。私は。

<渡辺>

って、みんなからも手紙をたくさん届いてると思うんですけど。

<県 1>

お答えしてるじゃないですか。

<渡辺>

まあその理由としてね、断る理由として

<県 1>

求める答えが出てこない、やったことにならないとか、そういう話じゃないじゃないですか。それは理解でき…

<佐野氏>

あの、私は説明会をするつもりで言ってるわけじゃないんですよ、求める答えを出して欲しいからやって欲しいっていうんじゃないで、今言ってるように…

<県 1>

そういうことおっしゃってるのはわかります。先生はまだ不十分だっていうことなんで県はもうちょっとやってくれ、ということですよ。

<佐野氏>

そうです、そういうことです。

<県 1>

だから別にそれは承りますよ。

<佐野氏>

求めている答えじゃなければやる必要はないなんてことは私は一切…

<県 1>

そういう風に聞こえますよ、だけど、佐野さん。

<佐野氏>

それは、私がお願いしてる中身ではないですから、とにかく私は説明会もう一度開いて欲しい…

<県 1>

それは承りますよ、せっかく来て頂いたし、そのために今日来ていただいたって理解していますし。

<渡辺>

本当に出てない人がいますんでね、当日。

<県 1>

だから、先生最初からおっしゃっていたようにここで議論するわけじゃないですから、最初冒頭おっしゃいましたよね。だからそうだと思います、それはだから受け止めますよ。

<佐野氏>

私がお願いしている方法で…

<県 1>

それでお答えをまた返しますよ。

<佐野氏>

どうします、お答えは文書か…

<県 1>

いや、電話しますよ。

<佐野氏>

よろしいですか。控え室のほうで

<県 1>

はい、連絡先が私の方が…

<佐野氏>

こちらにあの控え室の電話番号がありますから、上の200336- ……

<県 1>

池本さんも、色々ここには何回か電話したと…

<佐野氏>

じゃあちよっと、時間がもうあれなんで…

<県 1>

……ええそれは先生今日せっかくきていただいたので…

<佐野氏>

これはもうお渡しになったほうが…

<県 1>

いや、もう十分…はい。

<渡辺>

でもあの、こないだやった所なんかは県からタダでいただいたところ、施設の隣だったんですけどね、そういった

意味で、前の場所選ばさせていただいたんですけども。

<佐野氏>

結局二回目の会場が…

<渡辺>

そうです、それは譲渡ですよ完全に。